

建設業法令遵守について

平成27年11月4日

近畿地方整備局 建政部 建設産業課

建設業の現状と品確法と建設業法・ 入契法等の一体的改正

建設産業の役割と課題

建設産業の役割

建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う。

【災害の応急対応】

○(社)仙台建設業協会
3月11日地震直後より避難所の緊急耐震診断等を実施。
同日午後6時には若林区の道路啓開作業を開始。



作業後



【インフラメンテナンスの必要性】

▼社会資本の老朽化による被害



【ミシシッピ川に係る高速道路橋の落橋事故 (2007年米ミネソタ州)】(出典: MN/DOT)



香川・徳島県境無名橋(鋼2径間単純トラス橋)の落橋(2007年)

現下の建設産業を取り巻く環境

近年の建設投資の急激な減少や競争の激化等により、建設企業の経営を取り巻く環境の悪化と、現場の技能労働者の減少、若手入職者の減少といった構造的な課題に直面。

中長期的なインフラの品質確保等のため、国土・地域づくりの担い手として、持続可能な建設産業の構築が課題。

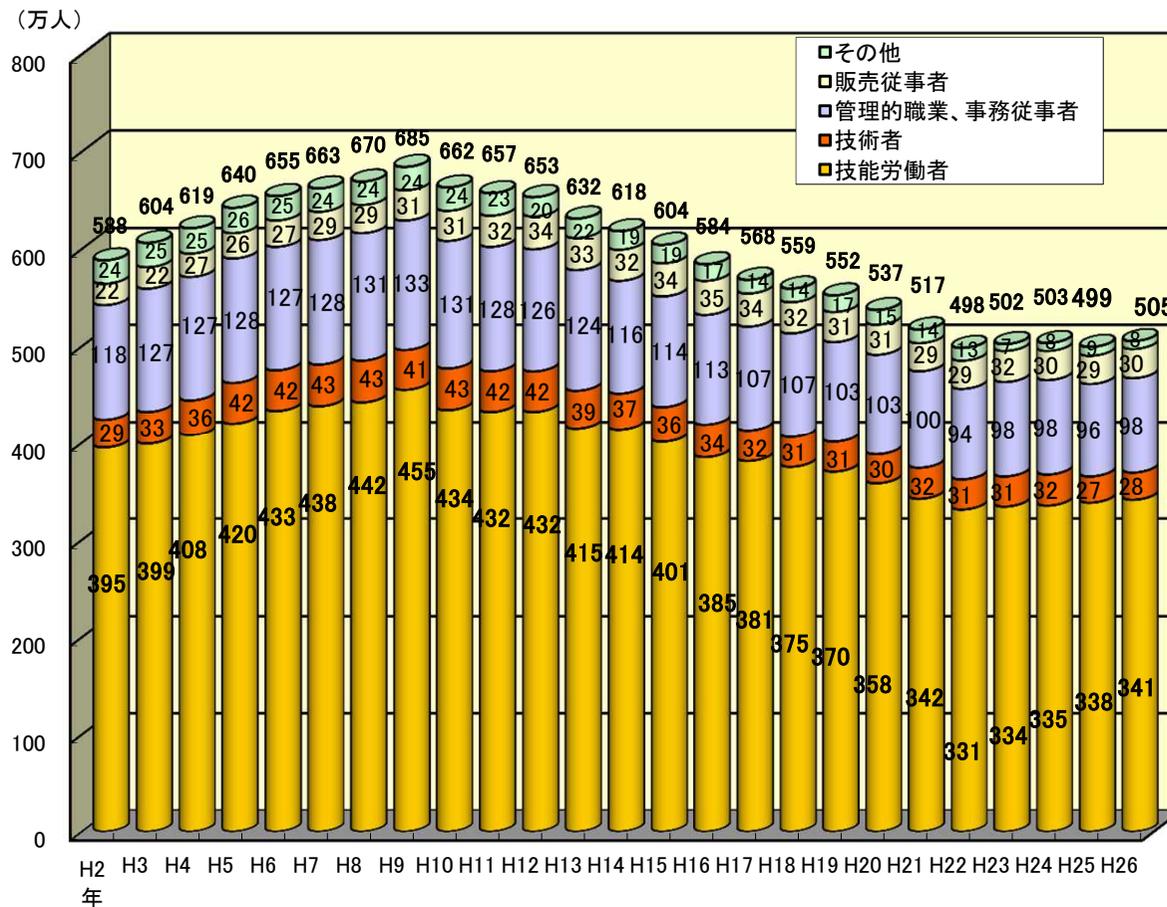
建設業就業者の現状

技能労働者等の減少

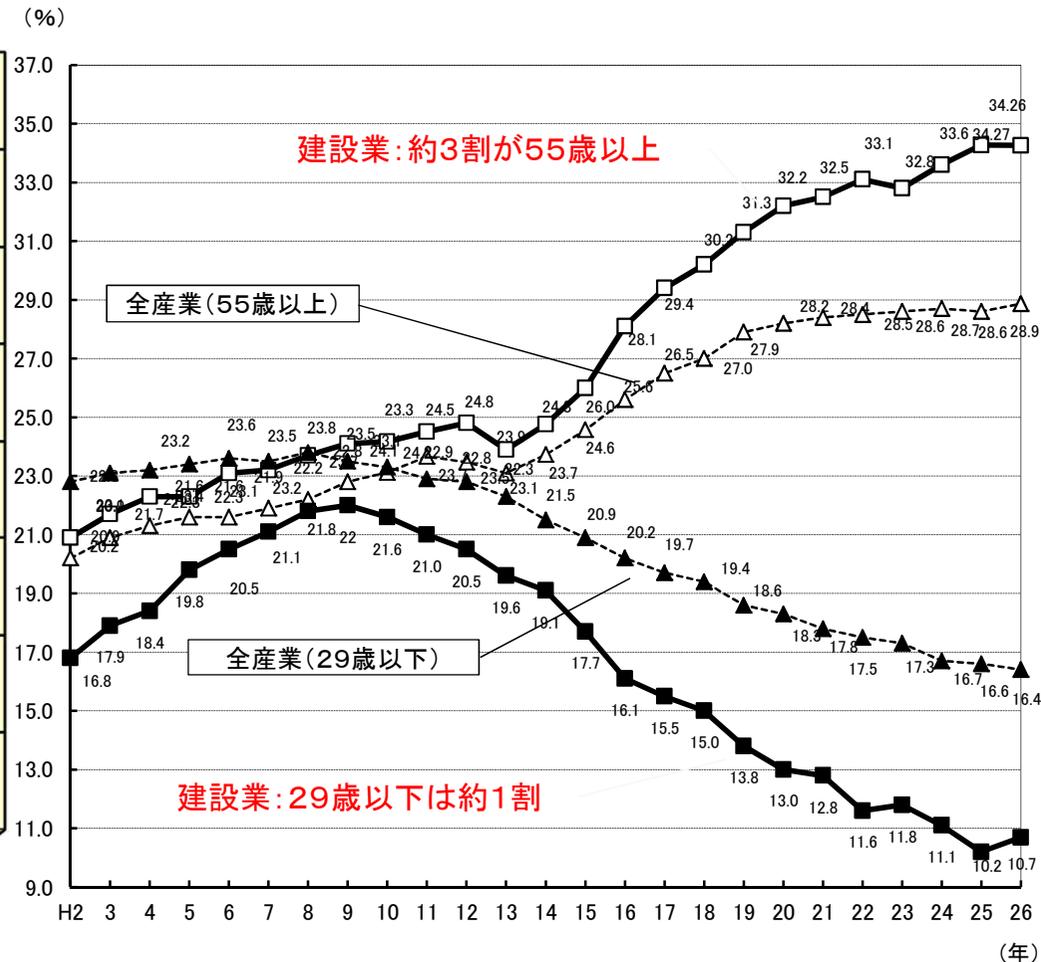
- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 505万人(H26)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 28万人(H26)
- 技能労働者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 341万人(H26)

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成25年と比較して55歳以上が約2万人増加、29歳以下が約3万人増加(平成26年)



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)



出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

品確法と建設業法・入契法の一体的改正(担い手3法の改正)について

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」、
「建設業法」も一体として改正。(全会一致で可決・成立。H26.6.4公布)

※1:公共工事の品質確保の促進に関する法律、※2:公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

品確法の改正 (H26.6.4施行)

<目的> 公共工事の品質確保の促進

■ **基本理念の追加: 将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保、ダンピング防止等**

基本理念を実現するため

■ **発注者の責務(基本理念に配慮して発注関係事務を実施)を明確化**

■ **事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、行き過ぎた価格競争を是正**

基本方針 (H26.9.30閣議決定)

○公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定

○国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務【通知 H26.10.22】

運用指針 (H27.1.30関係省庁申合せ)

○発注者が、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための共通の指針

品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

入契法の改正 (H26.9.20一部施行、H27.4.1全面施行)

<目的> 公共工事の入札契約の適正化

■ **ダンピング対策の強化**

■ **契約の適正な履行(=公共工事の適正な施工)を確保**

適正化指針 (H26.9.30閣議決定)

○ダンピング対策の強化、歩切りの根絶、適切な設計変更の実施等について明記

○発注者は、適正化指針に従って措置を講ずる努力義務【要請通知 H26.10.22】

建設業法の改正 (H27.4.1施行)

(担い手育成・確保の責務はH26.6.4から、解体工事業は公布から2年以内に施行)

<目的> 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達

■ **建設工事の担い手の育成・確保**

■ **適正な施工体制確保の徹底**

建設業法施行令の一部改正 (H26.9.19公布、H27.4.1施行)

○技術検定の不正受検者に対する措置の強化等

建設業法施行規則の一部改正 (H26.10.31公布、H27.4.1施行)

○経営事項審査で若手技術者等の確保状況や機械保有の状況等を評価等

入札金額の内訳書の提出について

これまで、公共工事の入札の際、入札金額の内訳を提出することは法律上義務とはされていなかった。
 (=総額での入札が原則。)

入札金額の内訳提出の効果

- 見積能力の無い**不良・不適格業者**の参入排除
- 積算もせずに**ダンピング受注**を行おうとする業者の排除
- **談合**等の不正行為の排除

入札金額の内訳提出の現状

- 平成24年9月現在、**約4分の3**の発注者は何らかの内訳の提出を求めている。
- ※ 国：14/19、特殊法人等：123/126、都道府県：47/47、指定都市：20/20、市区町村：1249/1721
- ※ 大規模な工事等、一部の工事にのみ求めている場合も多い。

出典：「入札契約適正化法等に基づく実施状況調査」国土交通省・総務省・財務省



改正法における措置（平成27年4月1日施行）

○見積能力のない業者が積算もせず最低制限価格で入札するなどの事態を排除するため、入札の際に、建設業者が入札金額の内訳を提出することを、法律上求める。

○入札金額の内訳書のイメージ

(地方公共団体発注の少額工事における簡易な様式の例)

工 事 費 内 訳 書	
工事名	道路改築工事
工事場所	〇〇市〇〇町
工種等	見積金額（円）
土工	
法面工	
擁壁工	
雑工	
直接工事費	
共通仮設費	
現場管理費	
一般管理費	
工事価格	

これまで、施工体制を把握するための施工体制台帳は、小規模工事については作成が義務付けられていなかった。

公共工事における施工体制台帳制度について（改正前）

- ①作成した施工体制台帳の写しの**発注者への提出**を義務付け
（民間工事は、請求があれば発注者へ閲覧。）
- ②施工体制台帳の作成義務は、**下請金額が一定以上の工事のみ**
【現行】特定建設業者が元請となる下請契約額が合計3,000万円以上の工事
（建築一式工事の場合は4,500万円以上）

小規模な維持・修繕工事の増加

○公共工事に占める維持・修繕工事の割合（金額ベース）

H14年度：**18%**→H23年度：**28%**

出典：「建設工事施工統計調査」国土交通省

○公共工事一件当たりの請負代金額（H20～H24平均）

新設等：7,110万円　維持・補修：**2,850万円**

出典：「建設工事受注動態統計調査」国土交通省

○施工体制台帳の主な記載事項

■元請企業に関する以下の事項

- ・許可を受けて営む建設業の種類
- ・社会保険の加入状況
- ・建設工事の名称、内容、工期
- ・監理技術者の氏名及び資格等

■下請企業に関する以下の事項

- ・商号又は名称及び住所
- ・許可を受けた建設業の種類
- ・社会保険の加入状況
- ・建設工事の名称、内容、工期
- ・主任技術者の氏名及び資格等

<添付書類>

- ・公共工事の場合、契約金額を含む下請契約の契約書の写し等

改正法における措置（平成27年4月1日施行）

- 近年増加している維持修繕等の小規模工事も含めて施工体制の把握を徹底することで、手抜き工事や一括下請負等（不当な中間搾取）を防止するため、公共工事の受注者が下請契約を締結するときは、その**金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、発注者に提出することを求める。**
（＝上記①については変更なし。②について下請金額による下限を撤廃。）

建設業からの暴力団排除の徹底について

これまでも、許可や許可の更新の段階においては、役員に暴力団員がいる場合等には許可をしないなどの対応をとっているところ。

現行法における課題

- 許可の欠格要件や取消事由に明確には位置づけられていない。
→許可後に暴力団員が役員に入った場合などには、取消ができない。
- 元暴力団員が排除の対象となっていない。
→偽装離脱した暴力団員を排除できない。
- 欠格要件等の対象となる「役員」が取締役等に限定されている。
→相談役や顧問に暴力団員がいても不許可や取消ができない。

【参考】「世界一安全な日本」創造戦略 (平成25年12月10日閣議決定)

Ⅲ 4 (1) 暴力団対策等の推進・強化

- ④ 各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底
暴力団が介入し、資金獲得を図っている業の許認可要件に暴力団排除条項を導入するほか、東日本大震災からの復旧・復興事業、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催に向けた施設整備事業等を含めた、国及び地方公共団体のあらゆる公共事業等の入札・契約から、暴力団の排除を徹底する。

改正法における措置（平成27年4月1日施行）

- 建設業許可、浄化槽工事業登録及び解体工事業登録の欠格要件及び取消事由に、以下を追加。
 - ①暴力団員（役員等がこれに該当する場合を含む。）
 - ②暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（役員等がこれに該当する場合を含む。）
 - ③暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 建設業許可、浄化槽工事業登録及び解体工事業登録の欠格要件や許可申請書の記載事項等の対象となる「役員」の範囲を拡大し、取締役や執行役に加え、相談役や顧問など法人に対し取締役等と同等以上の支配力を有する者も含める。
- 公共工事の受注者が暴力団員等と判明した場合、発注者から、当該受注者が建設業の許可を受けた行政庁への通報を義務付ける。

業種区分の新設について

施工能力を有する建設業者への発注
疎漏工事・公衆災害の防止
専門工事業の地位の安定、技術の向上

建設業法

業種ごとに建設業許可

28業種(S46制定)

●総合2業種

- ・土木
- ・建築

●専門26業種

- ・大工
- ・左官
- ・とび・土工

とび・土工

解体

技術者

業種に応じた技術者を営業所や現場に確保・配置

- 実務経験
- 資格(技術検定等)

解体の実務経験、資格を有する技術者の配置が必要

【許可の要件】

- ・技術力
- ・経営能力
- ・誠実性
- ・財産的基礎

建設業者

技術者

建設業者

技術者

小規模建設業者
土木工事請負額
500万円以下

現在の業種区分

土木工事業	タイル・れんが・ブロック工事業	内装仕上工事業
建築工事業	鋼構造物工事業	機械器具設置工事業
大工工事業	鉄筋工事業	熱絶縁工事業
左官工事業	ほ装工事業	電気通信工事業
とび・土工工事業	しゅんせつ工事業	造園工事業
石工事業	板金工事業	さく井工事業
屋根工事業	ガラス工事業	建具工事業
電気工事業	塗装工事業	水道施設工事業
管工事業	防水工事業	消防施設工事業
		清掃施設工事業

今回解体工事業を新設する背景

- ・重大な公衆災害発生
- ・環境等の視点
- ・建築物等の老朽化 など

社会保険等未加入対策

社会保険等未加入対策

行政による チェック・指導

<H24. 7~>

○経営事項審査における減点幅の拡大

<H24. 11~>

○許可時・経審時に加入状況を確認・指導

○立入検査時には、加入状況に加え、元請企業の下請企業への指導状況を確認・指導
○指導に従わず未加入の企業は、保険担当部局への通報や監督処分の対象に

直轄工事における対策

<H26. 8~> ○下請金額の総額が3千万円以上の工事における社会保険等未加入建設企業の通報・加入指導等の実施

○元請企業及び下請金額の総額が3千万円以上の工事における一次下請企業を社会保険等加入企業に限定

<H27. 4~> ○下請金額の総額が3千万円未満の工事においても、社会保険等未加入建設企業の通報・加入指導等の実施

<H27. 8~> ○下請金額の総額が3千万円未満の工事においても、一次下請企業を社会保険等加入企業に限定する措置を試行

下請企業への指導(下請指導ガイドライン)

<H24. 11~>

- 協力会社・施工現場に対する周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導。
- 下請企業の選定時に、加入状況の確認・指導。**遅くとも平成29年度以降は、未加入企業を下請企業に選定しない**取扱いとすべき。
- 2次以下についても、確認・指導。
- 新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。**遅くとも平成29年度以降は、加入が確認出来ない作業員の現場入場を認めない**取扱いとすべき。等

<H27. 4~>

- 法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、元請企業から下請企業に対する見積条件に明示することを記載(下請企業が再下請に出す場合も同様)。
- 提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することが必要であり、他の費用との減額調整を厳に慎むことを記載。
- 平成29年度以降を見据え、すべての下請企業を適切な保険に加入したものに限定した工事や、工事の規模等に鑑みて可能である場合にはすべての作業員を適切な保険に加入したものに限定した工事を試行的に実施することが望ましいと記載。

法定福利費の確保

<H24. 4~直轄工事の予定価格への反映>

- 現場管理费率式(土木、平成24年4月から)、複合単価・市場単価等(建築)の見直し(事業主負担分、平成25年10月から)及び公共工事設計労務単価の改訂(本人負担分、平成25年4月から)により、必要な法定福利費の額を予定価格に反映。

<H25. 9~法定福利費を内訳明示した見積書(標準見積書)の活用>

- 各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を一斉に開始。

<H26. 1~民間発注者への働きかけ>

- 主要民間発注者に対し、必要以上の低価格による発注を避け、法定福利費等の必要な経費を見込んだ発注を行うこと、法定福利費が着実に確保されるよう、見積・契約等の際に配慮すること等を要請。

<H27. 1~法定福利費の確保に向けた関係者の申し合わせ>

- 平成27年1月19日に建設業関係団体からなる第4回社会保険未加入対策推進協議会を開催し、元請企業は、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示すること等について申し合わせ。

<H27年度~元下間での法定福利費の確実な移転に向けた取組>

- 法定福利費を内訳明示する能力向上を図るため、建設業会計に関する研修(原価管理等)を実施。
- 別枠支給、事後精算等の方策について、法令改正や請負契約における措置等の幅広い観点から検討。

<H27年度~民間発注者への働きかけ>

- 民間発注者に対し法定福利費を含む適正価格での発注を働きかけ(先進的取組の水平展開)

<H27年秋以降~社会保険加入指導の前倒し>

- 現在、許可更新時に行っている保険の加入指導について、平成28年1月以降に更新期限を迎える許可業者に対しては、前倒しで指導を実施。

総合的対策の推進

地方への周知徹底(社会保険等未加入対策地方キャラバン)

- 平成27年5月~7月に全国10箇所(各地方整備局のブロック毎に1箇所)で開催し、施策の周知及び意見交換を実施。

Q&A, 周知用リーフレットの作成

- 社会保険未加入対策に係るQ&Aを作成し、ホームページで公表。
- 一人親方の労働者性・事業者性の判断基準に関するリーフレットを作成。

目指す姿

実施後5年(平成29年度)を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

- これにより、
- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を実現
 - 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

【公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正】

平成27年4月1日以降に契約を締結する公共工事のうち、下請契約を締結する全ての工事において元請業者による施工体制台帳の作成と発注者への提出が義務化（改正法第15条関係）



・法施行を踏まえ、以下の2つの対策を実施

①建設業担当部局への通報の対象範囲の拡大

従前の対策

下請金額の総額が3千万円以上の工事(※)において、施工体制台帳を通じて、社会保険等未加入の事実を確認した場合、建設業担当部局に通報

平成27年度からの対策

下請金額の総額にかかわらず、平成27年4月1日以降に契約を締結する全ての工事において、施工体制台帳を通じて、元請・下請を問わず社会保険等未加入の事実を確認した場合、建設業担当部局に通報

②元請業者と社会保険等未加入業者との一次下請契約締結の禁止措置の対象範囲の拡大(試行)

従前の対策

下請金額の総額が3千万円以上の工事(※)において、元請業者の社会保険等未加入業者との一次下請契約の締結を禁止

平成27年度からの対策

平成27年8月1日以降に入札公告を行う工事で、下請金額の総額が3千万円未満のもの(※)も、左記の措置の拡大を試行

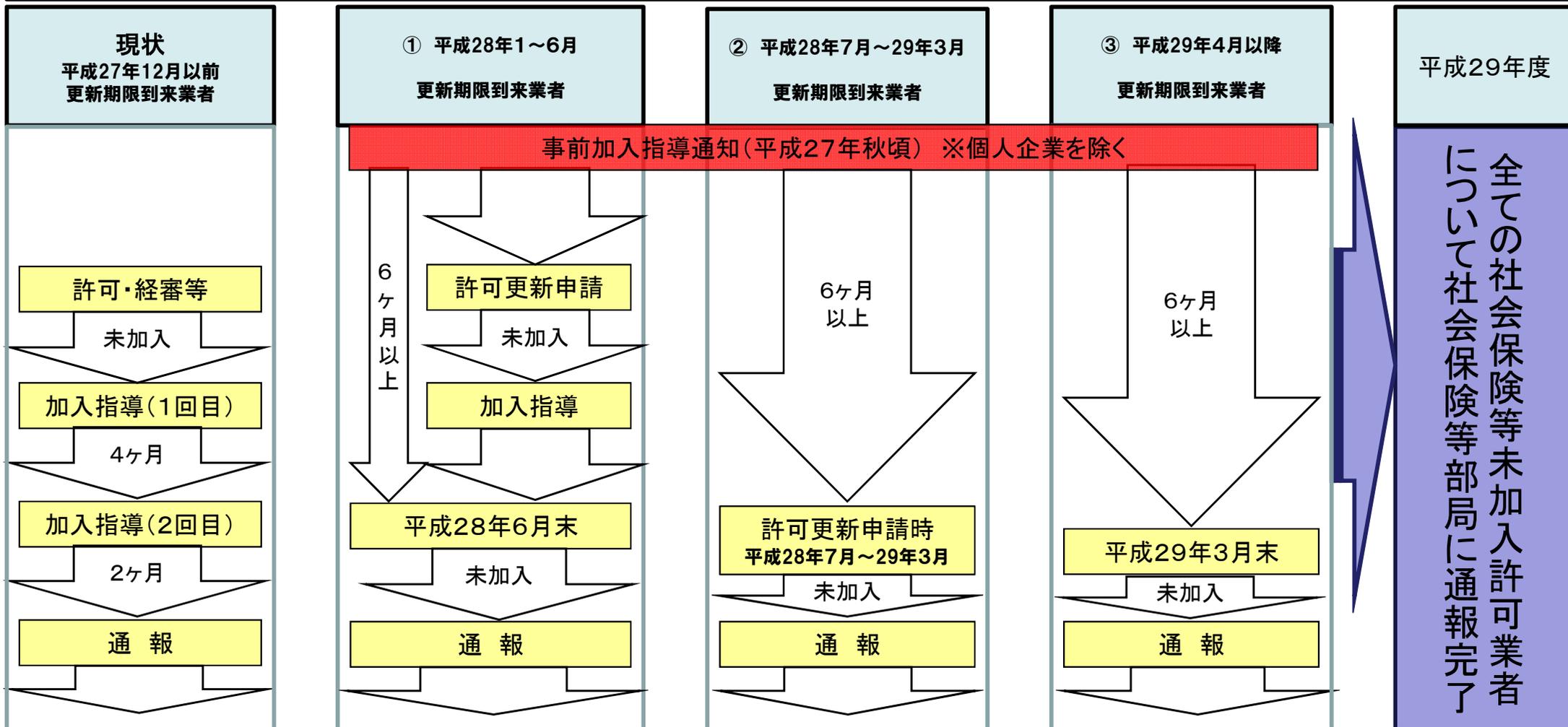
※建築一式工事については、総額4,500万円

建設業許可行政庁による社会保険加入指導の前倒し

◎ 許可等の申請時点で、社会保険等に未加入の場合は加入指導を行い、加入しない場合は社会保険等部局へ通報する現状の体制を見直し、**平成28年1月以降に更新期限を迎える許可業者に対して、事前加入指導通知を发出。**

- ① 平成28年1月～6月に更新期限が到来する許可業者は、平成28年6月末までに加入していない場合、社会保険等部局に通報。
- ② 平成28年7月～平成29年3月に更新期限が到来する許可業者は、更新申請時に加入していない場合、社会保険等部局に通報。
- ③ 平成29年4月以降に更新期限が到来する許可業者は、平成28年度内に加入していない場合、社会保険等部局に通報。

※ **経営事項審査の申請時又は更新以外の新規等の許可申請時に加入していない場合及び発注部局から未加入の通報があった許可業者**に関しては、上記に関わらず、**平成27年11月以降に受理するものについて、社会保険等部局に通報。**



社会保険等部局

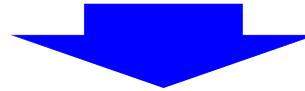
建設業法に基づく適正な施工体制と 配置技術者

建設業法(昭和24年法律第100号)の目的

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に定められたものです。 【建設業法第1条】

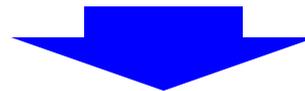
○目的達成のための手段の主たる例示

1. 建設業を営む者の資質の向上
 2. 建設工事の請負契約の適正化
- 等



○建設業法の目的

1. 建設工事の適正な施工を確保
2. 発注者を保護
3. 建設業の健全な発達を促進



さらに……

公共の福祉の増進に寄与すること

2. 「建設業者」とは、建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者をいう。

※ 「軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者」は、建設業法上は「建設業を営む者」と定義されます。

なお、「建設業者」についても、「建設業を営む者」に含まれます。

※ 「軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者」とは、

- ・ 建築一式工事にあつては、1件の請負代金の額が1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事
- ・ 建築一式工事以外の建設工事にあつては、1件の請負代金の額が500万円に満たない工事のことをいいます。



軽微な建設工事に該当するか否かはを判断する際、注文者が材料を提供し、工事の請負代金の額に材料の価格が含まれない場合であっても、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えた額で判断する。

3. 「建設工事の請負契約」とは、報酬を得て、建設工事の完成を目的として締結する契約をいいます。



建設工事にあたらないもの

- ①草刈り、除雪、路面清掃などの作業
- ②建設資材や仮設材などの賃貸
- ③保守点検のみの委託契約
- ④工作物の設計業務
- ⑤地質調査、測量調査などの業務
- ⑥警備業務(交通誘導員)
- ⑦資材等の売買契約

4「請負代金の額」その他の個々の取引に係る請負代金に係る用語は、当該取引に係る消費税及び地方消費税の額を含みます。(平成13年4月3日国総建第97号「建設業許可事務ガイドライン」【その他】2.)

一般建設業と特定建設業

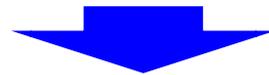
一般建設業

軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする場合を除き、建設業を営む者は、元請・下請を問わず一般建設業の許可を受ける必要があります。

建設業法上では、まずは一般建設業の許可が必要である旨を規定し、さらに……

特定建設業

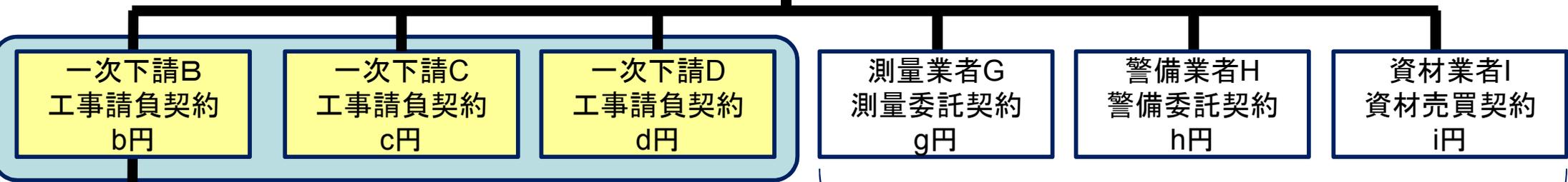
発注者から直接工事を請け負い、かつ、3,000万円（建築一式の場合は4,500万円）以上を下請契約して工事を施工する者は特定建設業の許可を受ける必要があります。



発注者

元請A

←……… 発注者から直接工事を請け負う者



建設工事に該当しないため、判断の対象外

ポイント【特定建設業が必要な場合】

元請A の締結する 一次下請との下請契約の総額 (b円+c円+d円) が 3,000万円以上になる場合、特定建設業の許可が必要です。
※建築一式の場合は、3,000万円以上を4,500万円に読み替える。

工事現場に配置する技術者

建設工事の適正な施工を確保するためには、実際に施工を行っている工事現場に、一定の資格・経験を有する技術者を配置し、施工状況の管理・監督をすることが必要です。【建設業法第26条】

主任技術者

建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、請負代金の額の大小、元請・下請にかかわらず、必ず工事現場に施工上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければなりません。

※500万円未満の工事であっても、建設業者(許可業者)であれば、主任技術者の配置が必要です。

- ①1級・2級の国家資格者 ②実務経験者

監理技術者

発注者から直接工事を請け負い(元請)、かつ、3,000万円(建築一式の場合は4,500万円)以上を下請契約を締結して施工する場合は、主任技術者に代えて、**監理技術者**を置かなければなりません。

または

- 1級の国家資格者 等

現場技術者の配置例



主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を配置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を配置しなければなりません。
(監理技術者制度運用マニュアル ニー二(3))

【当初の請負契約】

請負金額 5,000万円
下請金額 2,700万円
主任技術者



変更

【変更後の請負契約】

請負金額 6,000万円
下請金額 3,400万円
監理技術者



雇用関係

主任技術者又は監理技術者については、工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要とされています。したがって、以下のような技術者の配置は認められません。

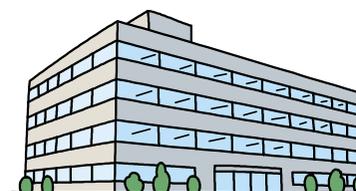
- ①直接的な雇用関係を有していない場合(在籍出向者や派遣社員など)
- ②恒常的な雇用関係を有していない場合(一つの工事の期間のみの短期雇用)

(監理技術者制度運用マニュアル ニ-四(3))

特に国、地方公共団体等が発注する建設工事において、**発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等**については、所属建設業者から入札の申込のあった日(指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日)以前に当該建設業者と**3ヵ月以上の雇用関係にあることが必要**です。

恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要です。

(監理技術者制度運用マニュアルニ-四(3))



建設業者

直接的かつ
恒常的な雇用関係

主任技術者

監理技術者

技術者の資格一覧表

許可を受けている業種	指定建設業（7業種）			その他（左記以外の21業種）		
	土木一式、建築一式、管、鋼構造物、ほ装、電気、造園			大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設		
許可の種類	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請金額合計	3,000万円*1以上	3,000万円*1未満	3,000万円*1以上は契約できない	3,000万円*1以上	3,000万円*1未満	3,000万円*1以上は契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事*2であって、請負金額が2,500万円*3以上となる工事				
	監理技術者資格者証の必要性	必要	必要なし		必要	必要なし

*1：建築一式工事の場合4,500万円

*2：①国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事、②鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道、電気事業用施設、ガス事業用施設に関する建設工事、③石油パイプライン事業用施設、電気通信事業の用に供する施設、放送の用に供する施設、学校、図書館、美術館、博物館又は展示場、社会福祉事業の用に供する施設、病院又は診療所、火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設、熱供給施設、集会場又は公会堂、市場又は百貨店、事務所、ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿、公衆浴場、興行場又はダンスホール、神社、寺院又は教会、工場、ドック又は倉庫、展望塔のいずれかに該当する建設工事
(建設業法施行令第27条第1項)

*3：建築一式工事の場合5,000万円

専門技術者の配置とは

土木工事業や建築工事業の業者が、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合(元請)、これらの一式工事の中に他の専門工事も含まれている場合には、それぞれの専門工事について主任技術者の資格を持っている者(専門技術者)を工事現場に置かなければなりません。

(建設業法第26条の2第1項)

このため、土木一式工事又は建築一式工事を受注してその中で併せて専門工事も施工する建設業者は、

一式工事の主任技術者又は監理技術者が、その専門工事について、主任技術者の資格持っている場合、その者が専門技術者を兼ねる

一式工事の主任技術者又は監理技術者とは別に、同じ会社の中で、他にその専門工事について主任技術者の資格を持っている者を専門技術者として配置する

その**専門工事について建設業の許可を受けている専門事業者に下請け**する

のいずれかを選ばなければなりません。

また、建設業者は、許可を受けた建設業の建設工事に附帯する他の建設工事(いわゆる附帯工事)をすることができますが、その場合も、当該附帯工事に関する専門技術者を置かなければなりません。自ら施工しない場合には、当該附帯工事(軽微な建設工事は除く。)に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。(建設業法第26条の2第2項)

専任の監理・主任技術者が必要な工事

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、工事一件の請負金額が **2,500万円(建築一式工事の場合は5,000万円)** 以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、工事現場ごとに専任の技術者を置かなければなりません。なお、工事現場ごとに置く専任の技術者の配置は、下請工事であっても必要です。

【建設業法第26条第3項】

- ◆公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事
- ◆請負代金の額が**2,500万円(建築一式工事は5,000万円)**以上の個人住宅を除くほとんどの工事
※いわゆる民間工事も含まれます。

※「工事現場ごとに専任」とは、

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。したがって、「営業所の専任技術者」との兼任は、原則、できません。

工事現場ごとに置く専任の技術者

- ◆営業所の専任技術者との兼任不可
- ◆他の工事現場との兼任不可

【注意】

「営業所の専任技術者」は、現場の主任技術者又は監理技術者になることができないことに注意！！

「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結にあたり技術的なサポート(工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等)を行うことが職務ですから、所属営業所に常勤していることが原則です。

例外的に、技術者の専任性が求められない工事であって、①当該営業所で契約締結した建設工事で、②当該営業所が職務を適正に遂行できる程度近接した工事現場で、③当該営業所と常時連絡が取れる状態である場合には、兼務することができます(全ての要件を満たすことが必要)。

専任の主任技術者の取扱い【要件緩和】

(建設業法施行令 第27条第2項)

前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

従前の取扱い (H25.2.5より実施)

以下に該当する場合、同一の専任の主任技術者が原則2件程度の工事を管理することができる。

密接な関係のある工事

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事

又は

施工にあたり相互に調整を要する工事

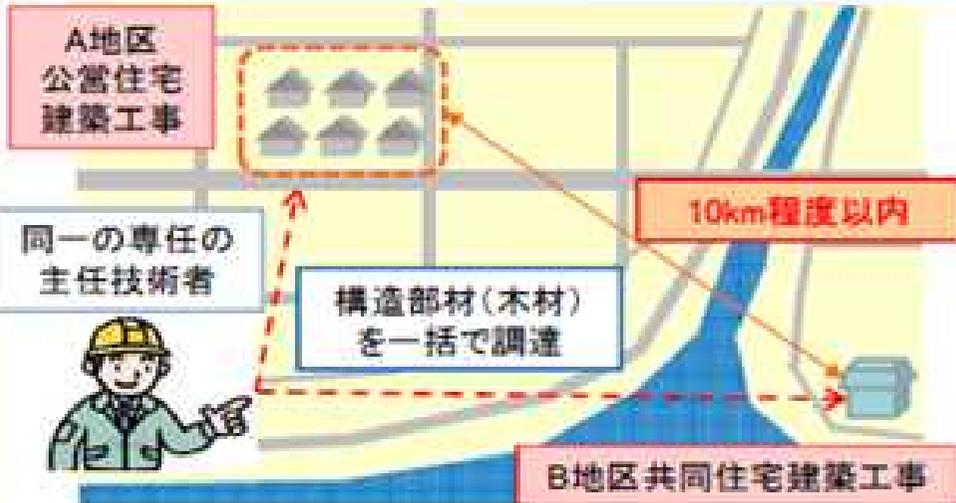
かつ

近接した場所

工事現場の相互の間隔が5km程度

H26.2より全国で適用

要件の緩和 (・東日本大震災の被災地ではH25.9より適用)



近接した場所

工事現場の相互の間隔が10km程度の場合も適用

密接な関係のある工事

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の適用範囲の弾力化【=例示の追加(建築工事でも適用)】

(例)・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

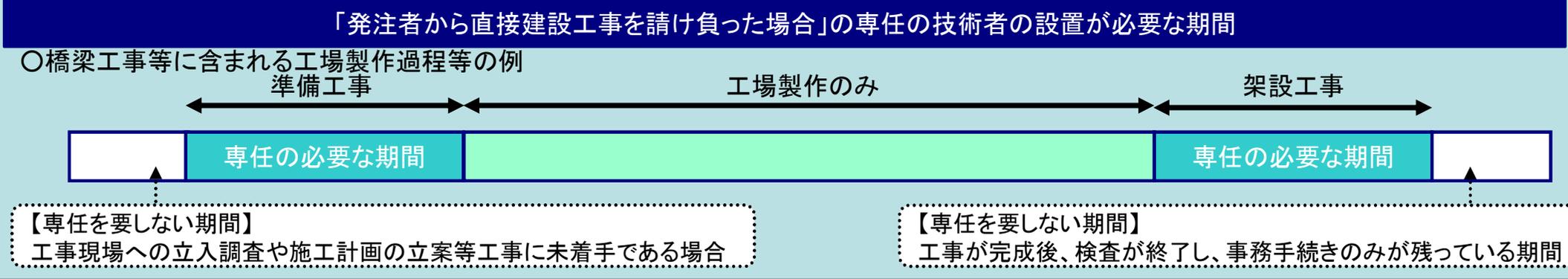
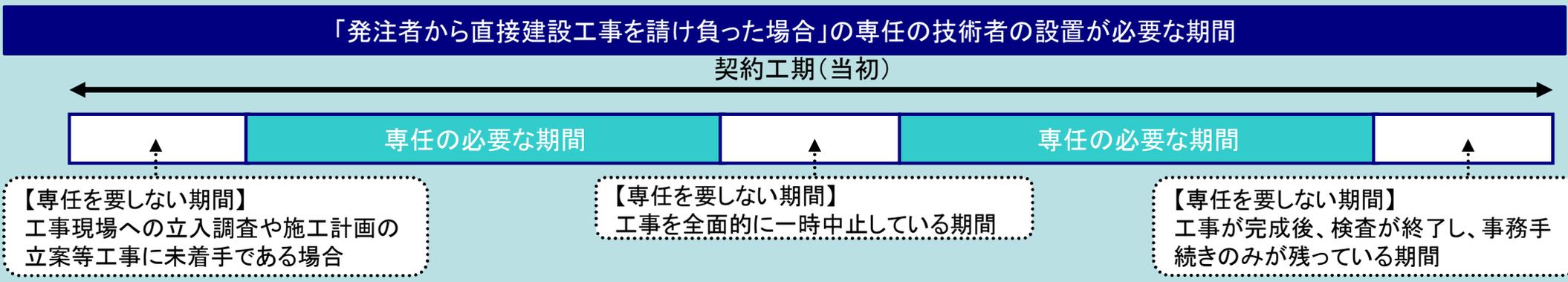
適用にあたっては、従来通り、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について、発注者が適切に判断することが必要

専任で設置すべき期間とは

元請については、基本的には契約工期が専任の技術者を設置すべき期間とされていますが、工事が行われていないことが明確な期間、或いは、工場製作のみ行われている期間は必ずしも専任の技術者の設置を要しません。ただし、**いずれの場合も、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により、専任を要さない期間が明確にされていることが必要です。**

下請については、当該下請工事(再下請した工事があるときは、当該工事を含む。)の施工期間に技術者を専任で配置しなければなりません。

(監理技術者制度運用マニュアル 三(2))



【注意】例えば、建設工事が三次下請業者まで下請されている場合で、三次下請業者が作業を行っている場合は、一次及び二次下請業者は、自らが直接施工する工事が無い場合であっても主任技術者は現場に専任していなければなりません。

監理技術者資格者証

元請業者が当該工事現場に専任で配置する監理技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で「**監理技術者資格者証**」の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者の中から選任しなければなりません。 【建設業法第26条第4項】

また、前項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければなりません。 【建設業法第26条第5項】

監理技術者資格者証が必要となる工事(下表)

建設業法上の許可区分	技術者の専任制	下請契約金額の総額	技術者の配置	資格者証の必要性
特定建設業	公共性のある工作物に関する重要な工事で請負代金の額が2,500万円以上(建築一式工事の場合は5,000万円以上)	3,000万円以上(建築一式の場合は4,500万円以上)	監理技術者	必要
		3,000万円未満(建築一式の場合は4,500万円未満)	主任技術者	不要

(表面)

氏名	年 月 日生	本籍
住所	初回交付 年 月 日	交付 年 月 日
写 真	交付番号	第 号
	監理技術者資格者証	
年 月 日 まで有効		印
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者		
所属建設業者	[許可番号]	
有する資格		
建設業の種類	土建大左と石屋電管夕鋼筋補しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清	
有・無		

(表面)

監理技術者講習修了証	
修了証番号	第 号
写 真	本籍 氏名 (生年月日 年 月 日)
この者は、建設業法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を修了した者であることを証します。	
修了年月日	年 月 日
登録講習実施機関代表者	印
(登録番号 第 号)	

(裏面)

備考

(裏面)

注意事項

- 建設業法第26条第4項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。
- 建設業法第26条第4項に規定する発注者から本証の提示を求められることがある。
- 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

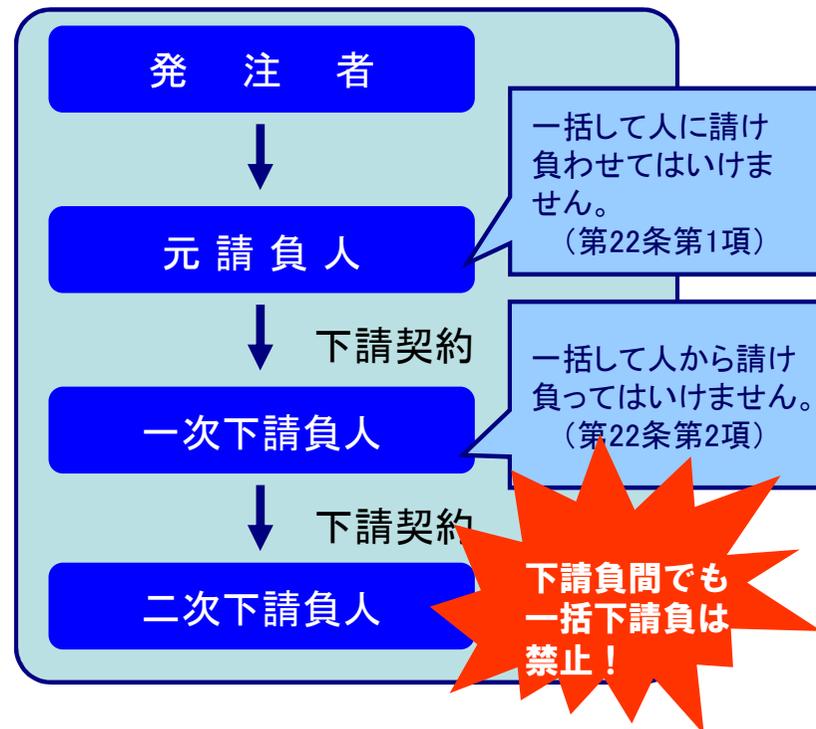
工事の一括下請負(丸投げ)

工事の一括下請負(丸投げ)とは、工事を請け負った建設業者が、施工において実質的に関与を行わず、下請負人にその工事の全部又は独立した一部を請け負わせることをいいます。

建設業法では、これを「**一括下請負**」と呼び、原則として禁止しています。 【建設業法第22条】

一括下請負とは

- 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
- 請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合であって、請け負わせた側がその下請工事の施工に**実質的に関与**していると認められないものが該当します。



**一括下請負は、公共工事については全面禁止！
民間工事についても原則禁止！**

- 一括下請は、公共工事については、全面禁止されています。
- 民間工事は、発注者の書面による事前承諾がある場合を除き、禁止されています。

なお、平成18年の法改正により、一定の民間工事(多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事)についても一括下請が全面禁止されることとなりました。

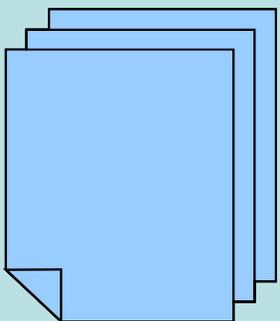
施工体制台帳

特定建設業者は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が3,000万円(建築一式工事:4,500万円)以上になる場合は、施工体制台帳及び施工体系図を作成することが義務付けられています。【建設業法第24条の7】

施工体制台帳は、下請、孫請など工事施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、各業者の技術者氏名等を記載した台帳のことをいいます。

施工体制台帳等を作成しなければならない工事

元請: 特定建設業者が、
3,000万円(建築一式 4,500万円)
以上を下請契約を締結するとき作成



施工体制台帳



施工体系図

必要

元請業者

一次下請	建設工事の請負金額	2,000万円
一次下請	建設工事の請負金額	1,500万円
測量業者	測量の委託契約	50万円
資材業者	資材の売買金額	500万円
警備業者	警備の請負金額	100万円
運搬業者	運搬の請負金額	100万円

3,500万 ≥ 3,000万円

不要

元請業者

一次下請	建設工事の請負金額	1,000万円
一次下請	建設工事の請負金額	300万円
一次下請	建設工事の請負金額	1,500万円
資材業者	資材の売買金額	500万円
警備業者	警備の請負金額	100万円
運搬業者	運搬の請負金額	100万円

2,800万 < 3,000万円

※ 建設工事に該当しない資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などの契約金額は含みません。

※平成26年6月4日に公布された建設業法等の一部を改正する法律(具体的には入契法の改正)により、平成27年4月1日から公共工事については下請金額による下限が撤廃されました。

何のために施工体制台帳は必要なのでしょうか？

施工体制台帳の作成を通じて元請業者に現場の施工体制を把握させることで、

①品質・工程・安全などの施工上のトラブルの発生

②不良・不適格業者の参入、建設業法違反(一括下請負等)

③安易な重層下請 → 生産効率低下

を防止しようとするものです。

施工体制台帳の提出・閲覧・保存

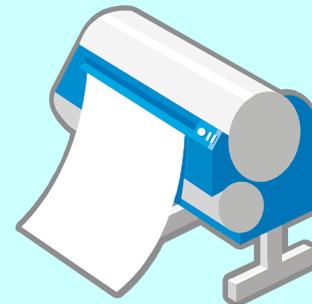


施工体制台帳

現場に据え置く(工事中)

5年間保存(工事完了後)

公共工事



写しの提出

民間工事



発注者の閲覧

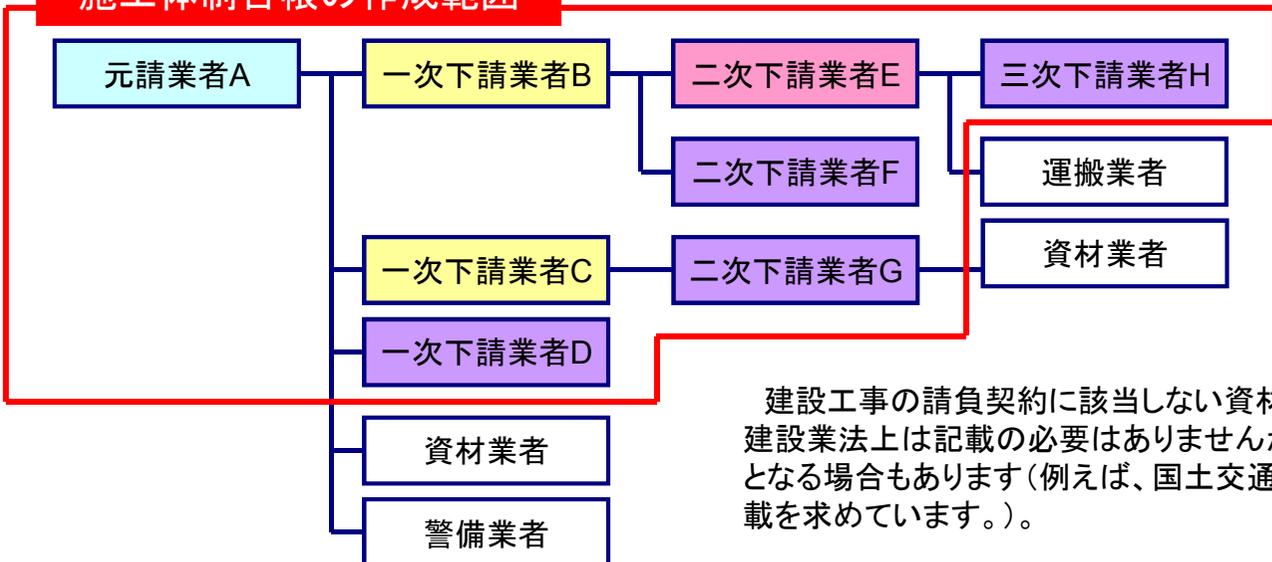
施工体制台帳は、**公共工事、民間工事を問わず作成しなければなりません。**また、請け負った建設工事の目的物を発注者に引き渡すまでの期間、工事現場ごとに備え置く必要があります。

さらに、入札契約適正化法の規定により、公共工事においては施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければなりません。

施工体制台帳記載の下請負人の範囲

施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負契約」における全ての下請負人(無許可業者を含む。)を指しますので、一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も記載の対象になります。

施工体制台帳の作成範囲

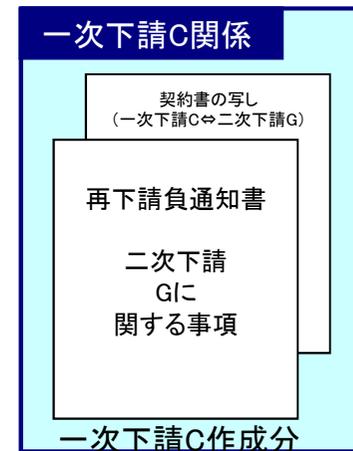
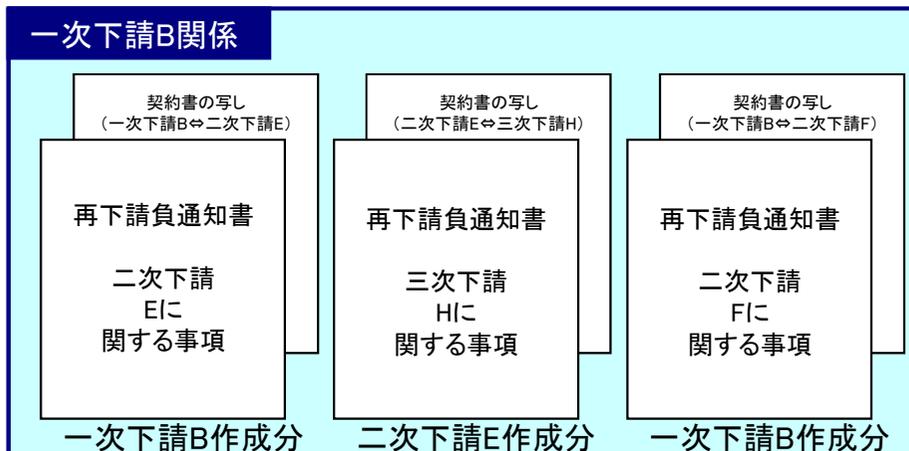
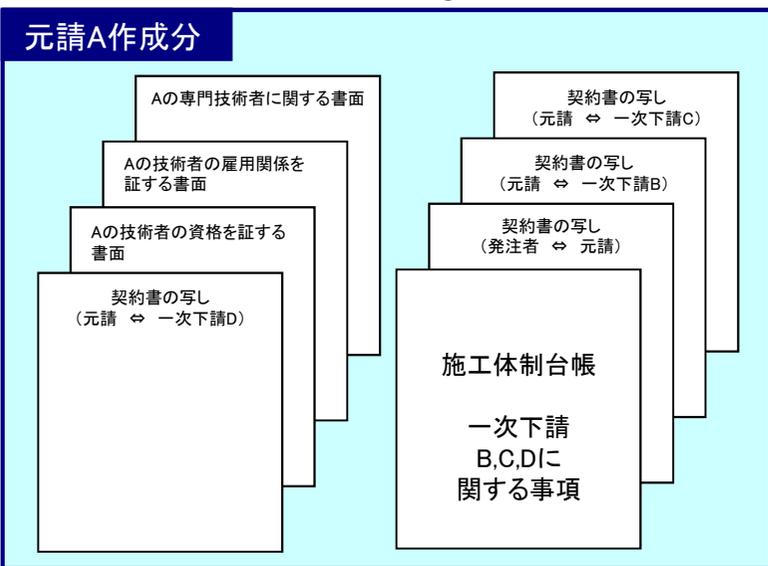


- =一次下請業者に対し施工体制台帳作成対象工事である旨を通知
- =二次下請業者に対し施工体制台帳作成対象工事である旨を通知するとともに、元請業者(作成特定建設業者)に対し再下請通知書を提出
- =三次下請業者に対し施工体制台帳作成対象工事である旨を通知するとともに、元請業者(作成特定建設業者)に対し再下請通知書を提出
- =再下請負していないため、施工体制台帳作成対象工事である旨の通知及び再下請通知書の提出義務なし

建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる下請負人等については、建設業法上は記載の必要はありませんが、仕様書等により発注者が記載を求めているときには記載が必要となる場合もあります(例えば、国土交通省発注工事では、警備会社との契約について共通仕様書により記載を求めています。)

施工体制台帳の構成

- ①元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類
- ②再下請負通知の記載事項と添付書類



※ 一次下請業者D、二次下請業者F、二次下請業者G、三次下請業者H については、再下請負していないため、再下請負通知書の提出義務なし

施工体制台帳の記載内容と添付書類

施工体制台帳には、作成特定建設業者の許可に関する事項、請け負った建設工事に関する事項、下請負人に関する事項、社会保険の加入状況、外国人建設就労者の従事状況(平成27年4月1日施行)などを記載しなければなりません。 【建設業法施行規則第14条の2】

施工体制台帳の記載内容

工事内容と建設業許可

配置技術者の氏名と資格

請負契約関係

社会保険(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)の加入状況

外国人建設就労者の従事状況(平成27年4月1日施行)

施工体制台帳の添付書類

発注者との契約者の写し

下請請負書の写し

監理技術者等関係

- 監理技術者資格者証の写し
- 監理技術者の健康保険証等の写し

①発注者との請負契約書

作成特定建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し

②下請契約書

一次下請との契約書の写し及び二次下請以下の下請負人が締結した全ての請負契約書の写し

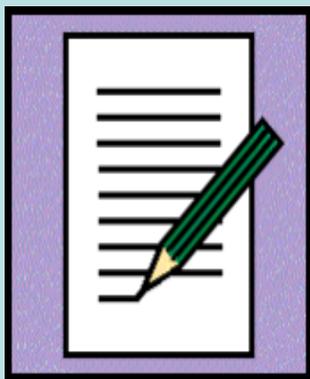
③監理技術者(専門技術者)関係(元請企業)

- 監理技術者が監理技術者資格を有することを証する書面(監理技術者資格者証の写し)
- 監理技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し(健康保険証等の写し)
- 専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用関係を証する書面

「施工体制台帳・施工体系図」作成に係る関係者への周知義務

まずは、施工体制台帳作成工事であることを
工事関係者に周知しよう

掲
示



行う者：元請業者

●現場内の見やすい場所に
再下請通知書の提出案内を
掲示

書
面
通
知



行う者：全ての業者

●下請に工事を発注する際、
以下を書面で通知
○元請業者の名称
○再下請負通知が必要な旨

現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション／△△営業所まで、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を提出して下さい。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類を提出して下さい。

〇〇建設(株)

下請業者への書面通知例

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の7第1項により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

① この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

② 貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成特定建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成特定建設業者の商号 〇〇建設(株)

再下請負通知書の提出場所 工事現場内建設ステーション／△△営業所

再下請負通知書

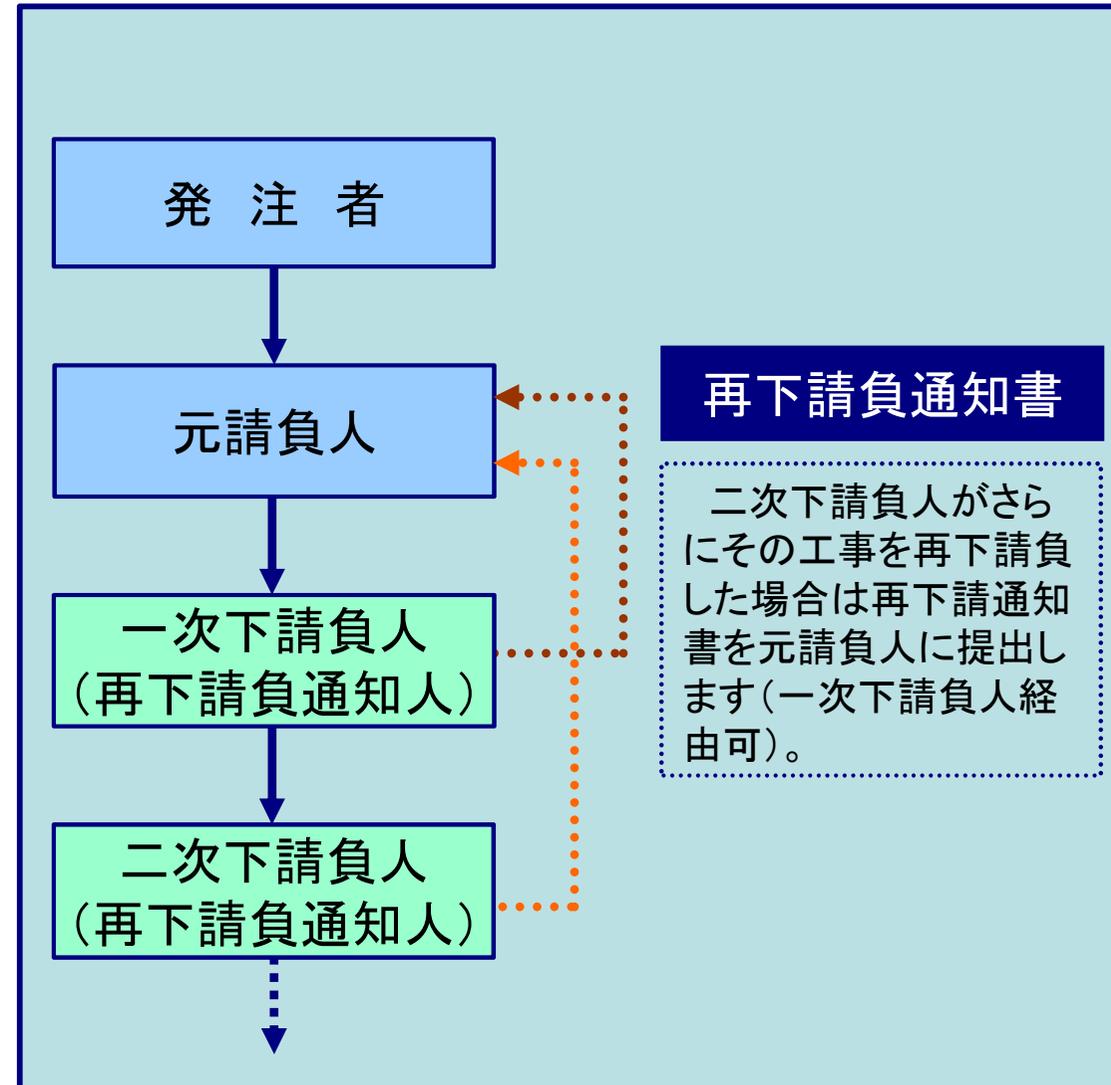
施工体制台帳の作成が義務付けられたことに伴い、下請負人がさらにその工事を再下請負した場合、元請である特定建設業者に対し、再下請負通知書を提出しなければなりません。

【建設業法第24条の7第2項】

再下請負通知書の内容

- ① 自社に関する事項
- ② 自社が注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項
- ③ 自社が下請契約を締結した再下請負人に関する事項(注)
- ④ 自社が再下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項(注)
- ⑤ 社会保険(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)の加入状況
- ⑥ **外国人建設就労者の従事の状況**
(平成27年4月1日)

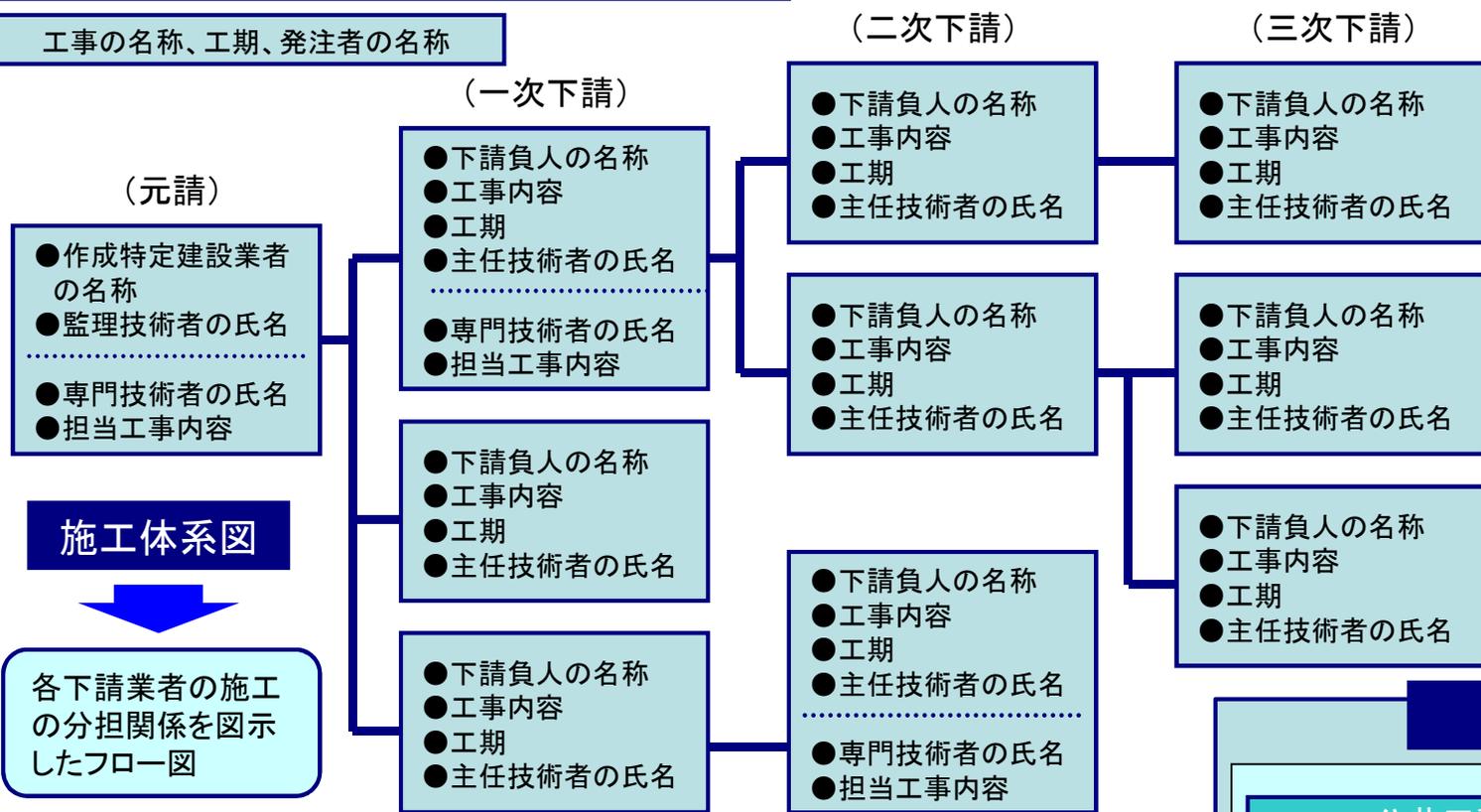
(注) 添付書類(請負契約書の写し)に記載されている事項は、再下請通知書への記載が省略できます。



施工体系図

施工体系図は、作成された施工体制台帳に基づいて、各下請負人の施工分担関係が一目で分かるようにした図のことです。施工体系図を見ることによって、工事に携わる関係者全員が工事における施工分担関係を把握することができます。

施工体系図のイメージ

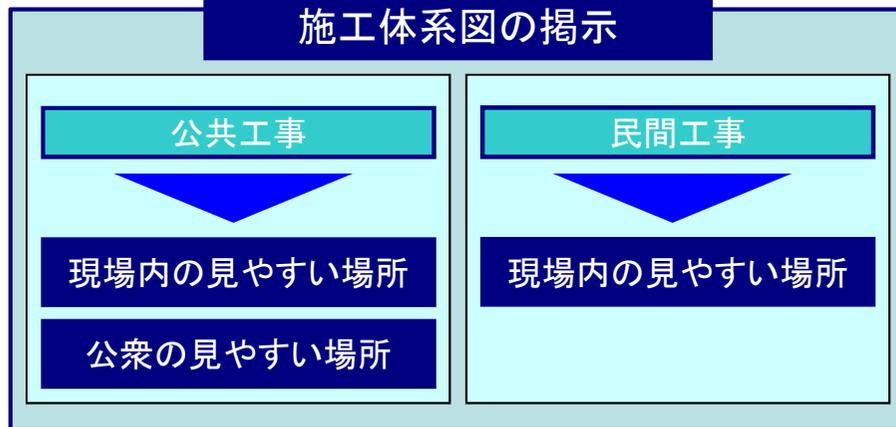


注1) 下請負人に関する表示は、現に施工中（契約書上の工期中）の者について行うことが必要です。

注2) 主任技術者の氏名の記載は、当該下請負人が建設業者である場合に限り必要です。（主任技術者は、当該下請負人が建設業者であるときに置くことが義務付けられています。）

注3) 「専門技術者」とは、監理技術者又は主任技術者に加えて置く建設業法第26条の2の規定による技術者をいいます。

施工体系図の掲示



施工体系図は工事の期間中、**公共工事については工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所**に、民間工事については工事関係者が見やすい場所に、掲示しなければなりません。

【建設業法第24条の7】

したがって、工事の進行によって表示すべき下請業者に変更があった場合は、速やかに施工体系図の表示の変更をしなければなりません。

【記入例】施工体制台帳

施工体制台帳の記入例

施工体制台帳

平成27年4月15日

作成建設業者の商号名称とこの工事を担当する事業所名を記入

【会社名】→ 大手建設株式会社
【事業所名】→ ○○ビル作業所

作成建設業者が受けている許可を全て記入(業種は略称でも可)

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
建築業の許可	土、建、電、管、鋼、工業業 ほ、し、ほ	大臣 特定 第000000号	平成23年11月11日
	工業業	大臣 特定 第000000号	平成23年11月11日

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工事名称とその工事の具体的内容を記入

工事名及び工事内容 → ○○ビル新築工事 / 建築一式(地上6階、地下1階、延べ床面積9,600㎡)

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期を記入

発注者名及び住所 → ◇◇商事株式会社
〒000-0000 大阪府○○市○○町1-2-3

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された契約日を記入

工期 → 自 平成27年4月6日 契約日 平成27年4月5日
至 平成28年3月31日

発注者と契約を締結した作成建設業者の営業所を記入

区分	名称	住所
元請契約	→ 本社	□□県□□市□□町000-0
下請契約	→ ○○支店	○○県○○市○○町000

一次下請と契約を締結した作成建設業者の営業所を記入

健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
加入の有無	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理記号等	区分	営業所の名称	厚生年金保険 雇用保険
	元請契約	→ 本社	→ XXXX XXXX-XXXXXX
	下請契約	→ ○○支店	→ YYYYY YYY-YYYYY

元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記入

発注者が置いた監督員の氏名を記入(※)

監督員名 → 注文 一郎

一次下請を監督するために作成建設業者が置いた監督員の氏名を記入(※)

監督員名 → 大手 太郎

作成建設業者が置いた現場代理人の氏名及び専任・非専任の別を記入(※)

現場代理人名 → 大手 一郎

監督(主任)技術者名 → 専任 大手 次郎

専門技術者名 → 大手 三郎

作成建設業者が置いた監督(主任)技術者の氏名を記入

資格内容 → 実務経験(10年・管)

担当工事内容 → 冷暖房設備工事 給排水設備工事

外国人建設就労者の従事状況(有無) → 有(無)

外国人技能実習生の従事状況(有無) → 有(無)

平成27年4月1日以降に契約した建設工事から適用されます。

下請負人の請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記入

《下請負人に関する事項》

下請負人の商号名称及び所在地を記入

下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容を記入

下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日を記入

下請負人の受けている許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可を記入

下請負人の整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記入一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業所番号を記入

事業所整理記号及び事業所番号を記入一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業所番号を記入

請負契約に係る営業所の名称を記入

労働保険番号を記入継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記入

下請負人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入(※)

下請負人が置いた安全衛生推進者の氏名を記入(※)

下請負人が置いた雇用管理責任者の氏名を記入(※)

下請負人が置いた専門技術者の氏名を記入(※)専門技術者の資格を具体的に記入(※)
例) 一級建築施工管理技士 専門技術者が担当する工事内容を具体的に記入(※)

下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任・非専任の別を記入(※)

下請負人が置いた現場代理人の氏名を記入(※)

外国人建設就労者の従事状況(有無) → 有(無)

外国人技能実習生の従事状況(有無) → 有(無)

主任技術者の資格を具体的に記入(※) 一級建築施工管理技士

現場代理人名 → 近畿 四郎

権限及び意見申出方法 → 契約書記載のとおり

主任技術者名 → 専任 近畿 五郎

資格内容 → 一級建築施工管理技士

安全衛生責任者名 → 田中 一郎

安全衛生推進者名 → 山田 二郎

雇用管理責任者名 → 山田 二郎

専門技術者名 → 山田 二郎

資格内容 → 一級建築施工管理技士

担当工事内容 → 〃

出入国管理及び難民認定法別表第一の五の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの(外国人建設就労者)が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む

- 施工体制台帳の添付書類
1. 作成(特定)建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し
 2. 下請負人が請け負った建設工事の契約書の写し
 3. 監督技術者資格証の写し
 4. 監督技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するもの写し(健康保険証等の写し)
 5. 専門技術者を置いた場合は、その者の資格及び雇用関係を証するもの写し

- 注意事項
1. 建設業法では施工体制台帳の様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
 2. 建設業法は、建設業法で定められた記載事項です。
 3. 説明書きの後ろに(※)があるものは、技術者等を置かない場合もあるため、その際は記載不要です。
 4. 「権限及び意見申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面により通知することになっておりますので、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。
 5. 公共工事で下請負契約を締結した場合は、全ての工事で施工体制台帳の作成が必要です。

【記入例】施工体系図

施工体系図の記入例

施工体系図

作成特定建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期を記入

発注者名	◇◇商事株式会社
工事名称	〇〇ビル新築工事

工期	自 平成24年11月15日 至 平成25年 3月31日
----	--------------------------------

一次下請を監督するために作成特定建設業者が置いた監督員の氏名を記入(※)

作成特定建設業者が置いた監督員の氏名を記入(※)

元請名	大手前建設(株)
監督員名	大手 太郎
監理技術者名	大手 次郎
専門技術者名	大手 三郎
担当工事内容	冷暖房設備工事 給排水設備工事
専門技術者名	
担当工事内容	

作成特定建設業者の商号名称を記入

作成特定建設業者が置いた専門技術者の氏名を記入(※)

作成特定建設業者が置いた専門技術者が担当する工事内容を具体的に記入(※)

元方安全衛生責任者
中国 三郎

作成特定建設業者が置いた統括安全衛生責任者の氏名を記入(※)

会長	統括安全衛生責任者 大手 次郎
副会長	北海 一郎

《一次下請》

組立工 足場仮設工 鉄筋工 工事	会社名	近畿中央建設(株)
	安全衛生責任者	田中 一郎
	主任技術者	近畿 五郎
	専門技術者名	
	担当工事内容	
工期	24年11月20日～25年 3月20日	

《二次下請》

鉄筋組立工 工事	会社名	大阪鉄筋工業(株)
	安全衛生責任者	大阪 六郎
	主任技術者	大阪 六郎
	専門技術者名	
	担当工事内容	
工期	24年12月 1日～25年 1月31日	

《三次下請》

物の揚重運搬配置 鉄筋設置時の重量 工事	会社名	国交建設(株)
	安全衛生責任者	国交 七郎
	主任技術者	国交 七郎
	専門技術者名	
	担当工事内容	
工期	24年12月10日～25年 1月10日	

《四次下請》

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者名	
	担当工事内容	
工期	年 月 日～	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者名	
	担当工事内容	
工期	年 月 日～年 月 日	

型枠工 工事	会社名	北海建設(株)
	安全衛生責任者	北海 道夫
	主任技術者	北海 道夫
	専門技術者名	
	担当工事内容	
工期	24年12月 1日～25年 1月15日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者名	
	担当工事内容	
工期	年 月 日～年 月 日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者名	
	担当工事内容	
工期	年 月 日～	

照明設備 構内電機設備 工事	会社名	東京電機(株)
	安全衛生責任者	東京 四郎
	主任技術者	埼玉 五郎
	専門技術者名	
	担当工事内容	
工期	24年12月10日～25年 2月28日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者名	
	担当工事内容	
工期	年 月 日～	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者名	
	担当工事内容	
工期	年 月 日～	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者名	
	担当工事内容	
工期	年 月 日～	

- 注意事項
- 建設業法では再下請負通知書の様式は定められていませんので、この様式によらなくても構いません。
 - は、建設業法で定められた記載事項です。
 - 説明書きの後ろに(※)があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。
 - 下請負人が建設業の許可を受けていない場合は、下請負人に関する「主任技術者」及び「専門技術者」については、記載不要です。

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者名	
	担当工事内容	
工期	年 月 日～年 月 日	

下請負人が請け負った建設工事の具体的な内容を記入

下請負人の商号名称を記入

下請負人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入(※)

下請負人が置いた主任技術者の氏名を記入(※)

下請負人が置いた専門技術者の氏名を記入(※)

下請負人が置いた専門技術者の担当する工事内容を具体的に記入(※)

下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記入

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者名	
	担当工事内容	
工期	年 月 日～	

適正な下請契約に向けて

何気ない取引にも違法な場合があります

忙しかったので契約書を作らなかった

書面によらない契約は、元請負人、下請負人ともに建設業法第19条違反になります。民法上、請負契約は口約束でも成立しますが、内容が不明確、不正確で、言った・言わないの話しになりがちで、後日の紛争の原因となります。必ず書面で、着工前に契約書を取り交わしましょう。

契約を変更する場合にも変更契約の内容を適正に書面化し、署名又は記名押印して相互に取り交わしておかないと、同様に紛争の原因となります。

元請に契約書の締結を求めたら、注文書・請書で十分といわれた

注文書・請書による場合も、建設業法に定める事項を記載しておくことが必要であり、つぎの2つの方法が考えられます。

- ①建設工事の請負契約の当事者間でそれぞれ署名又は記名押印した基本契約書を締結し、相互に交付した上で、具体の取引については注文書・請書を交換する。
 - ②あらかじめ同意した基本契約約款を添付又は印刷した注文書及び請書にそれぞれ署名又は記名押印し交換する。
- 注文書・請書においては、基本契約書又は基本契約約款の取扱いを明確に位置づけるとともに、建設業法第19条第1項の各号に定める事項について、いずれかの書面で記載されていることが必要です。

時間がないので直ぐに見積りを持ってくるよう下請に依頼した

注文者は、建設業法第20条第3項違反になります。

見積もり期間は、工事の予定金額に応じて定められています。500万円未満の工事であっても1日以上は必要です。適正な見積期間を守りましょう。

工事の見積りを提出したら、一方的に納得できない金額まで下げられた

建設工事の請負契約の当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結しなければなりません。

(建設業法第18条)

不当に低い請負代金で契約を締結することになれば、施工方法や工程等に無理な手段、期間等の採用を強いることとなり、手抜き工事、不良工事等の原因ともなりかねないので、このような請負契約の締結はしてはなりません。(建設業法第19条の3) 37

下請け契約までの在り方

契約締結に至るまでの手順等について

(1) 契約締結に至るまでの手順

総合工事業者、専門工事業者間における契約締結に至るまでの望ましい手順は、次のとおりです。



(2) 契約締結に至るまでの手順の実施方法

契約締結に至るまでの手順である見積依頼、仕様書・図面等渡し、質疑応答、見積内訳の提示、費用負担の取決めは、書面を用い、伝達事項の詳細について、総合工事業者、専門工事業者双方の意思の統一を図る必要があります。

依頼方法

建設業法第19条第1項のうち第2号(請負代金の額)を除く工事内容、工期等の事項について、できる限り具体的な内容を提示して依頼すること。

- ① 工事内容
- ② 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ③ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ④ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑤ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑥ 価格等(物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑦ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑧ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑨ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑩ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑪ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑫ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑬ 契約に関する紛争の解決方法

見積期間

見積期間は、次のとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

- 1 工事一件の予定価格が500万円に満たない工事については、1日以上
- 2 工事一件の予定価格が500万円以上5,000万円に満たない工事については、10日以上
- 3 工事一件の予定価格が5,000万円以上の工事については、15日以上

(1) 契約締結の方法

下請契約の締結に当たっては、建設業法第19条第1項の規定に従い、契約の内容を明示した適正な契約書を作成し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。また、契約の変更が発生した際には、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

変更契約も書面で相互交付が必要！

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ⑤ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑥ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑦ 価格等(物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑩ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑪ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑫ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑬ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑭ 契約に関する紛争の解決方法

(2) 請負契約書の形態

請負契約書は、公共工事・民間工事とも右の①～③のいずれかの方法により書面で作成しなければなりません。

公共工事・民間工事とも

契約内容を以下のいずれかの書面で作成します。

- 個別契約書
- 注文書・請書 + 基本契約書
- 注文書・請書 + 基本契約約款



(1) 工事完成の通知を受けてから、検査を完了するまでの期間

下請負人から工事完成の通知を受けたときは、元請負人は、当該通知を受けた日から20日以内でかつ、できる限り短い期間内にその完成を確認するための検査を完了しなければなりません。(建設業法第24条の4第1項)

(2) 引渡しの申し出があつてから、引渡しを受けるまでの期間

検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が引渡しを申し出たときは、当該建設工事の目的物の引渡しを直ちに受けなければなりません。(建設業法第24条の4第2項)

検査フロー



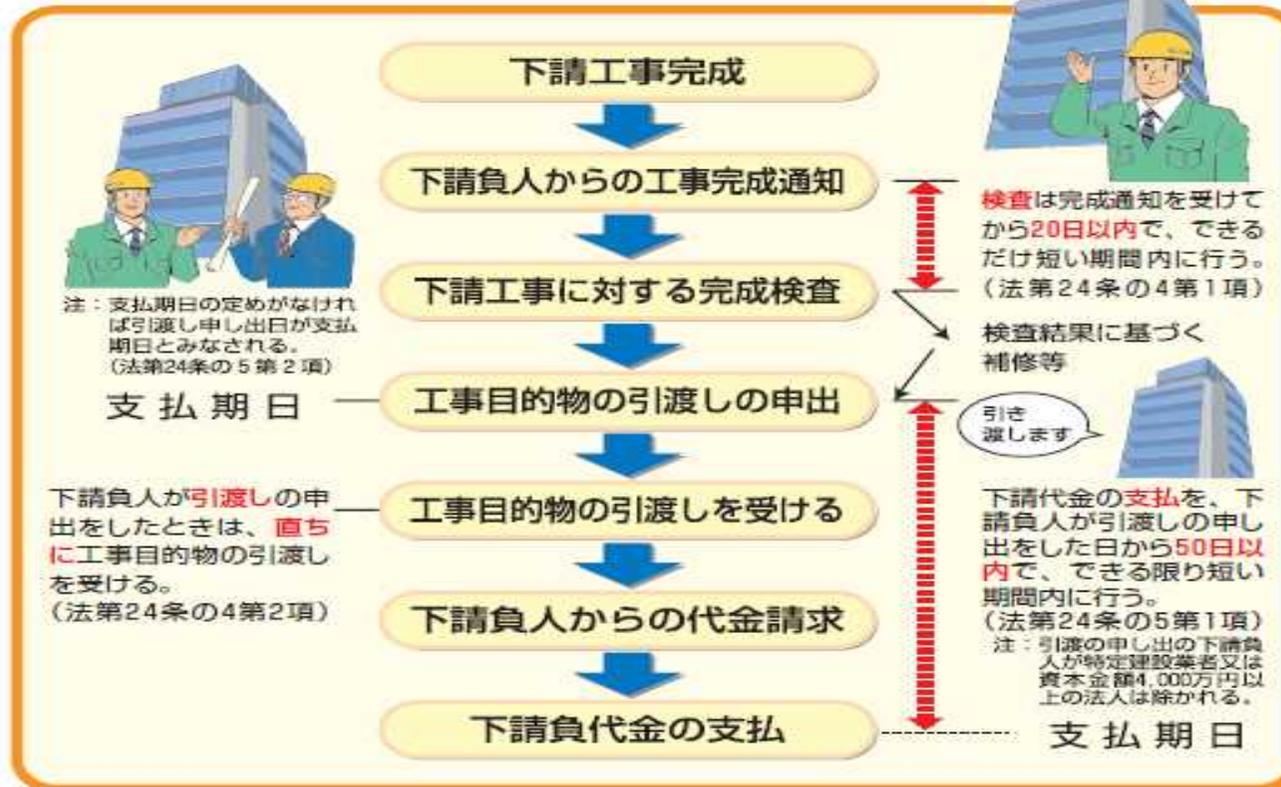
下請代金の支払について

(1) 引渡し申し出があつてから支払いを行うまでの期間

下請代金の支払期日が規定されていないと、下請負人は元請負人から一方的に支払期日を遅らされたりする等、下請負人が不当な不利益をこうむる恐れがあります。

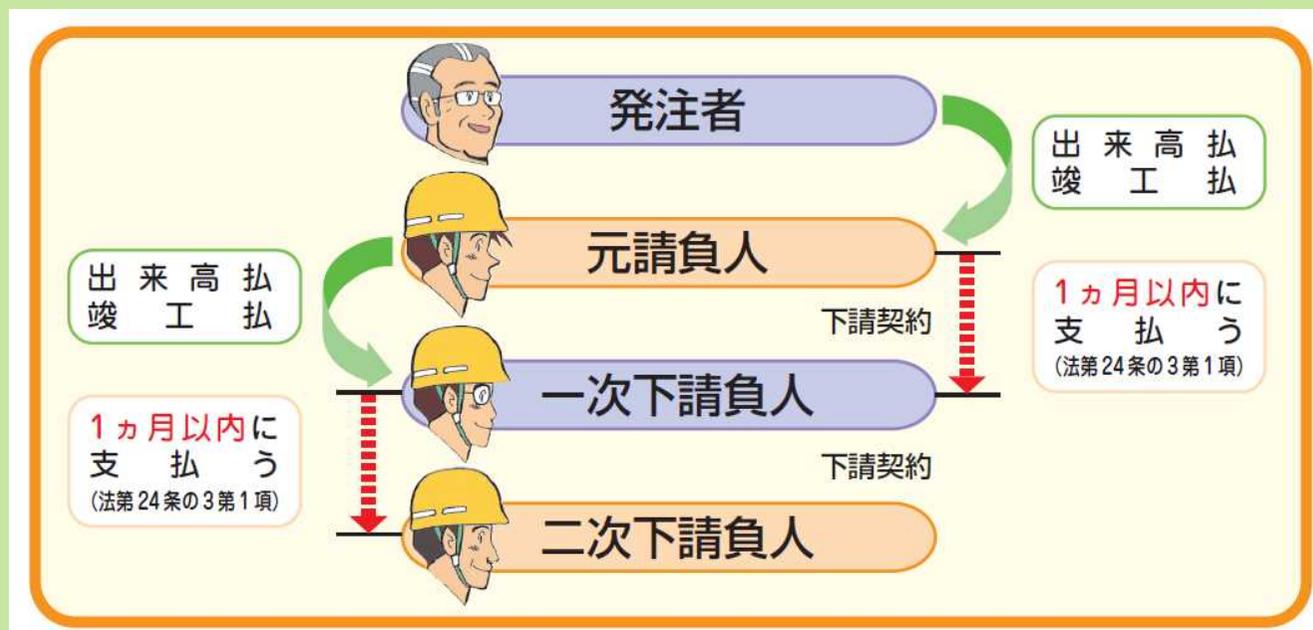
元請負人は、注文者から請負代金の支払を受けた場合にのみ、一定期間内に下請代金を支払うことを義務づけられています(建設業法第24条の3)が、下請負人の保護の徹底を図るために、特定建設業者は、注文者から支払を受けたか否かに関わらず、工事完成の確認後、下請負人(特定建設業者又は資本金額が4,000万円以上の法人は除く。)から工事目的物の引渡しの申し出があつたときは、申出の日から50日以内に下請代金を支払わなければなりません。(建設業法第24条の5第1項)

検査・引渡し・下請代金の支払フロー〈特定建設業者〉



(2) 発注者の支払を受けてから下請業者に支払うまでの日数

元請負人は、注文者から請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、建設業法第24条の3第1項の規定に従い、支払の対象となった工事を施工した下請人に対して、1ヵ月以内に相応する下請代金を支払わなければなりません。



下請代金の支払は、出来高払又は竣工払のいずれの場合においても、できる限り早く行うことが必要です。1ヵ月以内という支払期間は、毎月一定の日に代金の支払を行うことが多いという建設業界の商慣習を踏まえて、定められたものですが、1ヵ月以内であればいつでもよいということではなく、出来る限り短い期間内に支払われなければなりません。

(3) 前払金(中間前払金)を行う場合の支払方法

前払金の支払を受けたときは、建設業法第24条の3第2項の規定に従い、下請負人に対して建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければなりません。特に、公共工事においては、発注者(下請契約における注文者を除く。)からの前払金は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず、前払金制度の趣旨を踏まえ、受注者に対して相応する額を、速やかに現金で前金払するよう十分な配慮をしなければなりません。

(4) 支払方法

下請代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払としなければなりません。

下請代金の支払とは、法律上は原則として現金による支払と解されますが、一般の商慣習においては手形による支払が非常に多く、又、手形の割引によって現金による支払とほぼ同等の効果も期待し得るので、建設業法では手形による支払を一律に禁止することはせず、「割引を受けることが困難」なため、支払を受けたのと同等の効果を生じないような手形の交付のみ禁止しているところです。

(5) 手形期間

手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間としなければなりません。

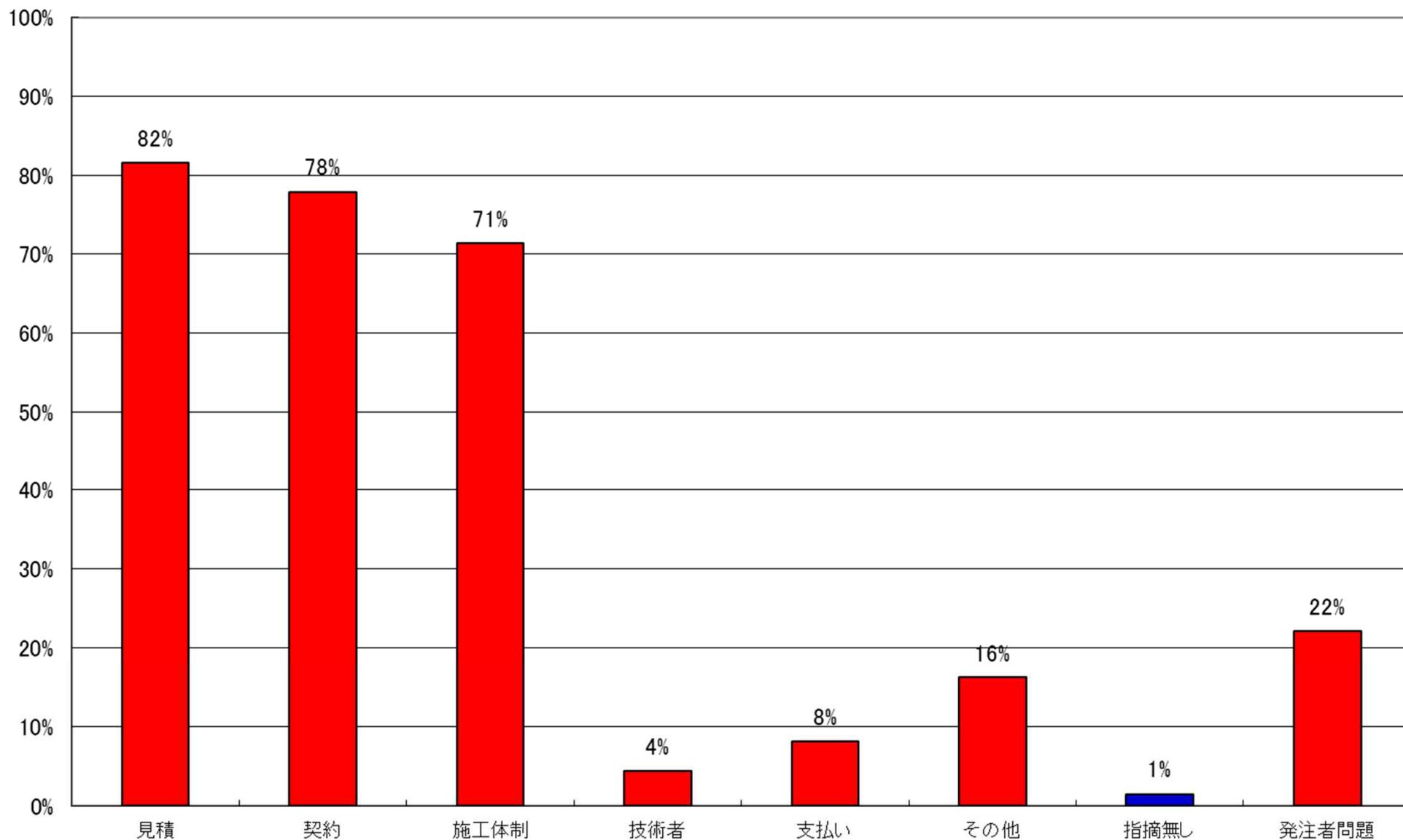
また、建設業法第24条の5第3項の規定に従い、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはなりません。

「建設産業における生産システム合理化指針について」(平成3年2月5日付け建設省経構発第2号)において、『下請代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。手形払を行う場合には、手形期間は、120日以内とすること。』としてその遵守の徹底を図るよう通達しています。



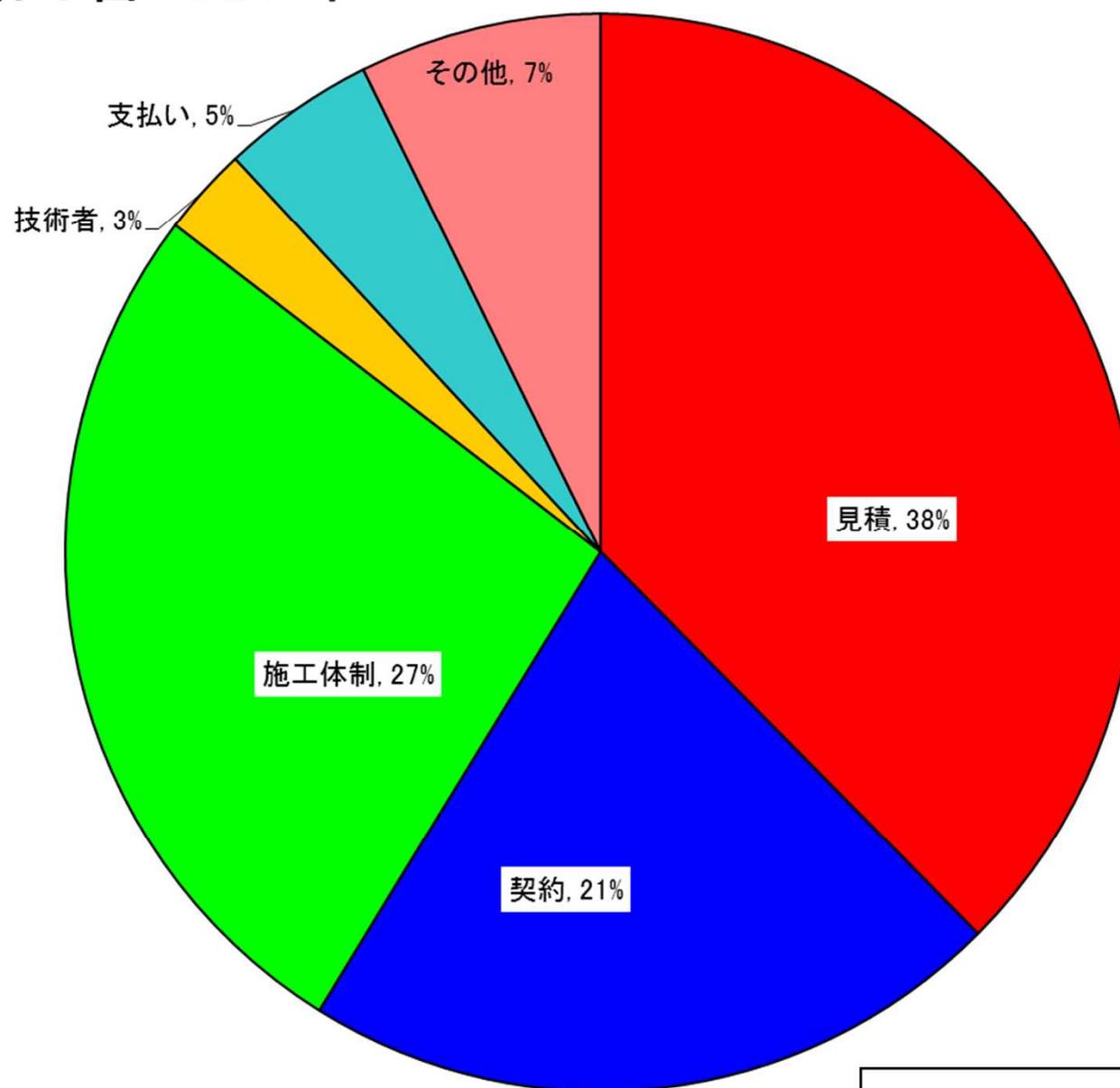
建設現場における建設業法令遵守に ついて

■ 指摘を受けた業者割合



平成25年度・26年度近畿地方整備局立入調査結果より

■ 指摘事項内容の比率



平成25年度・26年度近畿地方整備局立入調査結果より

見積りに関する違反事例

➤ 見積り依頼が口頭などで不明確

建設業法第20条第3項では工事内容などできる限り具体的な内容を提示するよう求めている。口頭では具体的な内容を伝えるには十分とは言い難く、書面にて提示することが望ましい。

➤ 予定価格に応じ一定の見積期間を設けていない

建設工事の注文者は、請負人が見積りを行うために必要な一定の期間(建設業法施行令第6条)を設ける必要がある。予定価格に応じ一定の見積期間を設けないで見積りを依頼することは、**建設業法第20条第3項に違反する**。

契約に関する違反事例①

▶ 口頭契約

民法上、口頭契約も有効となるが、建設工事の請負契約においては 建設業法第19条第1項に基づき書面による契約を締結しなければならない。建設業は、他の業種と比べると不払い等のトラブルが多いことから、あえて建設業法で定められ、不払い等のトラブルに巻き込まれないためにも書面にて契約することが重要である。よって建設工事の請負契約において口頭による契約は**建設業法第19条第1項違反**である。

▶ 注文書・注文請書のみ交付

注文書と注文請書のみで契約を締結したとしても、建設業法第19条第1項で定められている契約書に記載すべき14項目が網羅されていない。注文書・注文請書で契約する場合は、基本契約約款を添付するか、又は事前に基本契約書を締結し14項目を網羅する必要がある。よって、**注文書・注文請書のみで契約をすることは建設業法第19条第1項に違反している可能性が非常に高い**。

▶ 契約書記載項目不足

①個別契約書での契約、②注文書・注文請書＋(基本契約書又は基本契約約款)で契約をしているにも係わらず、契約書に記載すべき14項目が不足していることが多い状況である。契約書に記載すべき項目が不足していることは、**建設業法第19条第1項に違反する**。

契約に関する違反事例②

▶ 不当な使用資材等の購入強制の禁止

注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機器器具又はこれらの購入先を指定し、これを請負人に購入させて、その利益を害してはならない。これに違反することは、**建設業法第19条の4に違反するとともに、独占禁止法第19条及び第20条にも違反する。**

▶ 変更契約未締結

当初契約内容から変更が生じた場合は、変更契約を書面で契約する必要がある。金額の増減が無く工期延期だけの変更であったとしても変更契約を書面で締結する必要がある。変更契約を書面で締結していないことは、**建設業法第19条第2項に違反する。**

▶ 契約前着工

ついつい「契約ぐらい」と考えてしまう契約担当者も多いようですが、契約前着工で取り返しのつかなくなることもある。現場で一番怖いことは事故であり、もしも未契約の状況で工事に着手して事故が起きたらどうなるか考えたことはあるでしょうか？ 安易に考えることは危険です。

また、契約書に記載すべき14項目で工事着手の時期及び工事完成の時期の明示を求めており、着手後に契約を締結することは、**建設業法第19条第1項に違反する。**

契約に関する違反事例③

▶ 無許可業者との契約

建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結(無許可業者との契約)することは建設業法違反です。無許可業者と下請契約を締結した建設業者は、**建設業法第28条第1項第6号に基づき、営業停止等の処分**となる。

なお、勿論のことながら、無許可で営業することは論外である。

【参考】無許可業者との契約の事例

例1) 変更で500万円を超えてしまった

当初契約時は500万円未満であったことから軽微な工事扱いとなるため、許可を持たないA社と契約を締結した。追加が色々発生したため、結果的にA社と500万円を超える契約を締結してしまった。

例2) 支給品を加味すると500万円を超えていた

下請負契約: 450万円(手間のみ)

材料支給品: 100万円相当(市場価格)

450万円 + 100万円 > 500万円となり許可がいる。

例3) 下請業者が一式工事業しか持っていない

無許可業者との契約 又は 一括下請

契約に関する違反事例④

➤ 不当に低い請負代金の禁止

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。これに違反することは、**建設業法第19条の3に違反するとともに、独占禁止法第19条及び20条にも違反する。**

➤ 指値発注

下請負人から見積をもらっても、下請負人と協議することなく一方的に値切るとは、**指値発注**となる。指値発注は、**建設業法第19条の3に違反する可能性が非常に高いだけでなく、建設業法第18条(建設工事の請負契約の原則)に違反する。**

技術者の違反事例

▶ 専任を要する監理技術者等が他の工事に従事

専任の監理技術者(主任技術者)は専らその工事にのみ従事しなければならず、他の工事に従事することは**建設業法第26条第3項に違反**する。

▶ 営業所専任技術者が監理技術者等として従事

営業所専任技術者は専ら営業所にて建設業の営業業務に従事する必要がある。特例を除き、監理技術者等として従事することは、**建設業法第7条第2号若しくは第15条第2号(許可基準)及び第26条第3項に違反**する。

▶ 派遣や協力業者の人を監理技術者等として配置

工事に配置される監理技術者(主任技術者)は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である(監理技術者制度運用マニュアルより)。直接的かつ恒常的な雇用関係に無い者が監理技術者等として従事することは**監理技術者等の不設置**となり、**建設業法第26条違反**となる。

支払に関する違反事例①

➤ 引渡の申し出日より60日後の支払

建設業法第24条の5第1項では、特定建設業者は下請代金の支払期日を引渡申出の日から50日以内と定められており、60日後の支払は、**建設業法第24条の5第1項違反**となる。

➤ 手形サイトが120日を超える

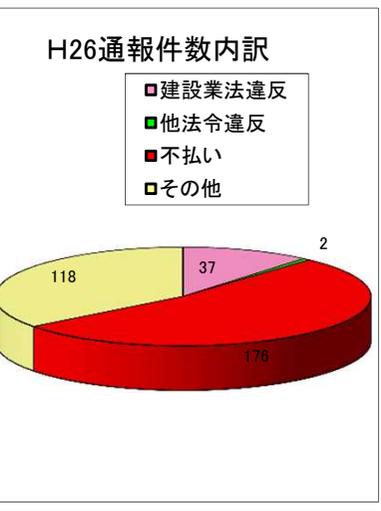
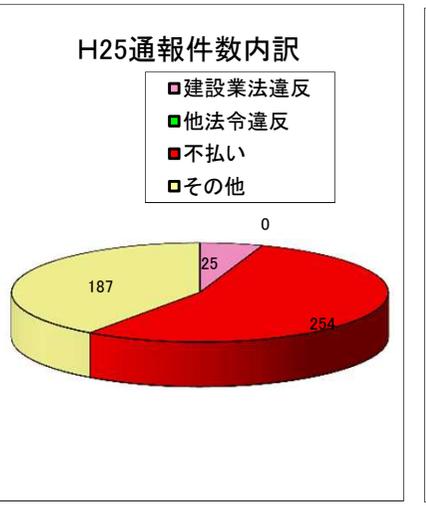
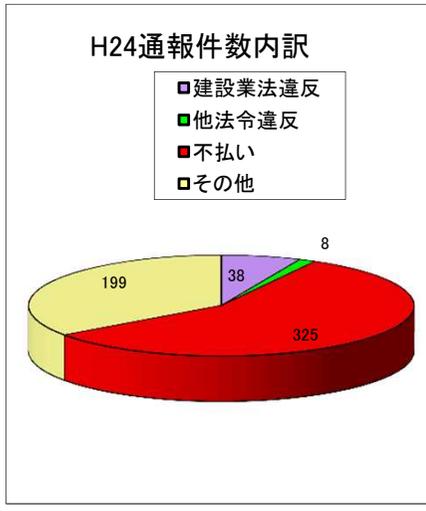
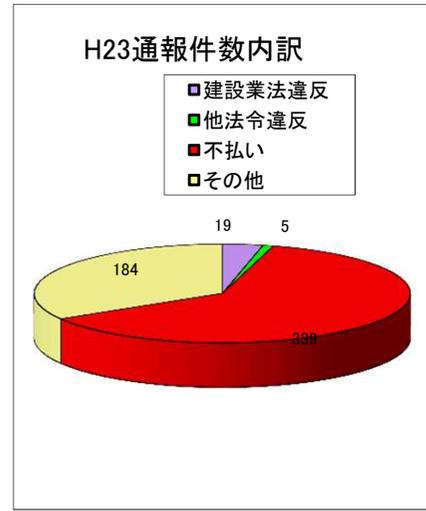
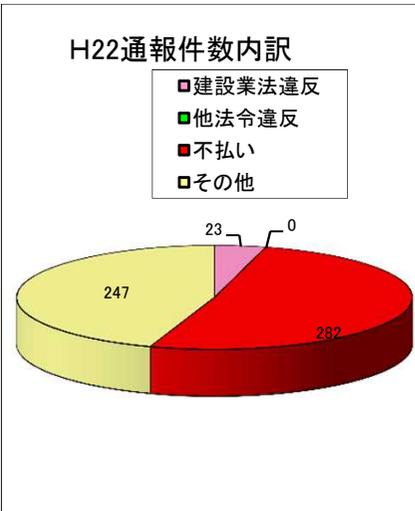
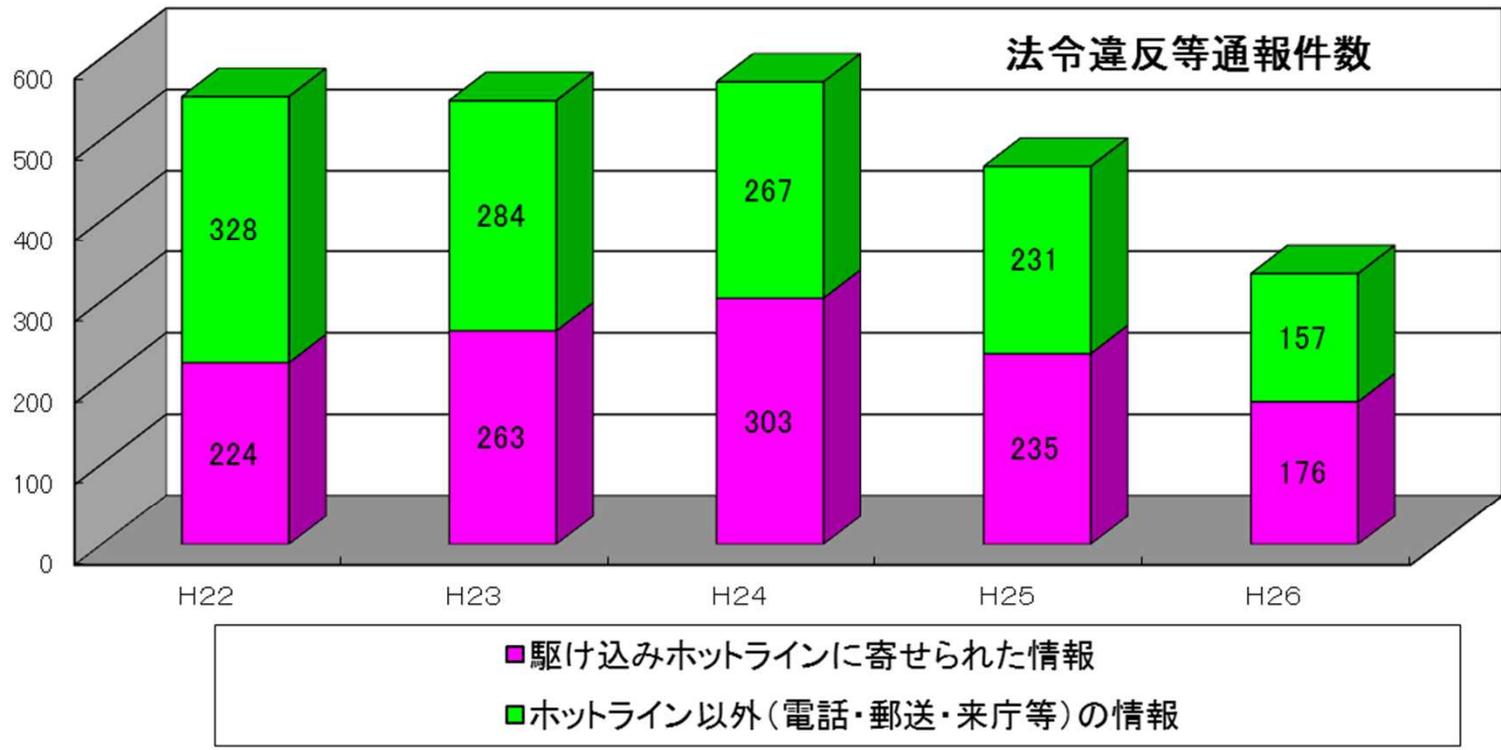
元請負人が手形期間120日を超える長期手形を交付した場合は、「割引を受けることが困難である手形の交付」と認められる場合があり、その場合には**建設業法第24条の5第3項に違反**する。

➤ 赤伝処理

赤伝処理とは、元請負人が下請代金の支払い時に差し引く(相殺する)行為であり、**赤伝処理を行う場合は、元請負人と下請負人の双方の協議・合意が必要**である。

しかしながら、協議を行わず一方的に相殺している事例が多い。

- ★現場事務所の電気代
- ★現場事務所の駐車場代
- ★安全協力会費
- ★建設廃棄物の処理費用の負担
- ★振込手数料



【参考】駆け込みホットライン

建設業法に違反している建設業者の情報収集の窓口

駆け込みホットライン

「駆け込みホットラインとは」・・・

主に、国土交通省大臣の許可を受けた建設業者の、建設業に係る法令違反行為の情報(通報)を受け付ける窓口です。

- ◆「駆け込みホットライン」は、各地方整備局等の建設業の許可行政部局に設置した「建設業法令遵守推進本部」の通報窓口につながります。
- ◆「駆け込みホットライン」に寄せられた情報のうち、法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応します。

◆通報先◆

電話  0570-018-240

(受付時間) 10:00~12:00
13:30~17:00 (土日・祝祭日・閉庁日を除く)

FAX  0570-018-241

メール kakekomi-hl@mlit.go.jp

郵送 〒540-8586
大阪市中央区大手前1-5-44大阪合同庁舎第1号館
国土交通省 近畿地方整備局 建政部内
「駆け込みホットライン」宛

*違反の疑いのある行為を証明するような資料等があれば、ご提供ください。

法令違反情報は、通報された方に不利益が生じないように十分注意して取り扱います。

国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業課

大阪市中央区大手前1-5-44大阪合同庁舎第1号館 電話：06-6942-1141 (代表)

「駆け込みホットライン」で受け付ける 法令違反情報

※「駆け込みホットライン」は、主に国土交通大臣許可業者を対象に以下の建設業に係る法令違反行為の情報(通報)を受け付けます。

●元請業者と下請業者の間の請負契約上の法令違反

- ・書面による契約を行わず口頭で契約を締結している
- ・原価割れ受注を強要された
- ・下請代金から合理的理由の無い経費を一方向的に差し引いている
- ・割引困難な長期手形を交付された
- ・無許可業者と500万円以上の下請契約をしている
- ・元請の一般許可業者が、下請業者と総額3,000万円(建築一式4,500万円)以上の請負契約を締結している 等

●工事の施工現場に関する法令違反

- ・一括下請負が行われている
- ・工事現場に必要な専任の監理技術者等が設置されていない
- ・監理技術者等の名義貸しが行われている
- ・施工体制台帳・施工体系図が作成されていない 等

●虚偽の許可申請・経営事項審査申請による法令違反

- ・建設業の許可申請の際、虚偽の内容で建設業許可を取得している
- ・変更届の際、虚偽の内容を提出している
- ・経営事項審査申請の際、虚偽の内容で申請している 等

建設業法令遵守推進本部「駆け込みホットライン」

◆ 通報先 ◆

TEL. ☎ 0570-018-240

FAX. ☎ 0570-018-241

E-mail. ✉ kakekomi-hl@mlit.go.jp

「駆け込みホットライン」への通報の仕方

通報にあたっては、建設業法令遵守推進本部が連絡情報として取り上げ、立入検査・報告徴収するかどうかの判断ができる次の事情について、できる限り明らかに報告して頂くことが望まれます。

- ◆通報される方の氏名、住所
- ◆通報された方に不利な影響が生じないように十分注意して取り扱います。できる限り明らかに報告して頂くことが望まれます。
- ◆違反の疑いがある行為者の会社名、代表者名、所在地、建設業許可番号等
- ◆違反の疑いがある行為の具体的な事実について次の事情
〔ア〕だれが、〔イ〕いつ、〔ウ〕どこで、〔エ〕いかなる方法で、〔オ〕何をしたか、等
なお、違反の疑いがある行為を証明するような資料等があれば、通報後に建設業法令遵守推進本部に提出(郵送・FAX可)してください。

減らない不払い相談

- 通報内容の半分以上は不払い相談
- 不払い案件のほとんどは書面契約がなされていない

【ポイント】

- 不払いを受けないためには書面で契約を締結すること
- 不当な訴えを受けないためにも、書面で契約を締結すること

※書面による契約未締結は建設業法第19条違反

建設業者の不正行為等に対する監督 処分の基準

監督処分(指示・営業の停止・許可の取消し)

監督処分の対象となる行為(建設業法の規定)

○ 指示(建設業法第28条)

- ① 建設業者が建設工事を適正に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき
- ② 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき
- ③ 建設業者(建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員)又は政令で定める使用人が業務に関し他の法令に違反し、建設業者として不相当であると認められるとき
- ④ 一括下請負の禁止の規定に違反したとき
- ⑤ 主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不相当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるとき
- ⑥ 建設業者が無許可業者と下請契約(軽微な建設工事に係る契約を除く。)を締結したとき
- ⑦ 下請負人である建設業者が、特定建設業以外の建設業を営む者と下請代金の額が3,000万円(当該建設業が建築工事業である場合においては、4,500万円)以上となる下請契約を締結したとき
- ⑧ 建設業者が、情を知って営業停止期間中の建設業者と下請契約を締結したとき
- ⑨ 建設業法の規定及び入札契約適正化法第13条第1項又は第2項に違反したとき

○ 営業の停止(建設業法第28条)

- ① 上記(指示)①から⑧のいずれかに該当するとき(※ その事実について情状が重く、建設業者に対する指示処分のみでは十分でないと認められ、かつ、情状が特に重いとして許可の取消し処分に至るものでないもの)
- ② 指示処分に従わないとき

○ 許可の取消し(建設業法第29条)

- ① 建設業の許可要件を満たさなくなった場合
- ② 一定の欠格事由に該当したとき
- ③ 許可換えが必要であるにもかかわらず、新たな許可を受けないとき
- ④ 許可を受けてから1年以内に営業を開始せず、又は引き続いて1年以上営業を休止した場合
- ⑤ 許可に係る建設業者を廃業等したとき
- ⑥ 不正の手段により許可を受けたとき
- ⑦ 上記(指示)の①から⑧のいずれかに該当し情状特に重い場合又は営業の停止の処分に違反したとき
- ⑧ 建設業の許可を受けた建設業者が付された条件に違反したとき

○ 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準
(平成十四年三月二十八日 国総建第六七号)
改正 平成二十四年十月二四日 国土建第二一四号

営業停止処分と指名停止措置

指名停止措置

- 指名停止措置とは、発注者が競争参加資格を認めた有資格業者に対して、一定期間、その発注者が発注する建設工事の競争入札に参加させないとするものであり、会計法や地方自治法の運用として発注者が行う行政上の措置
- 指名停止措置は、国の機関や都道府県等で指名停止措置に関する措置要領や運用基準を定め、これに基づき発注者がそれぞれの判断により実施
- 国の機関等については、「中央公共工事契約制度運用協議会」を設置し、指名停止措置基準モデルを策定するとともに、申し合わせをしており、この標準モデルを踏まえて、それぞれの措置要領や運用基準を策定



- 国土交通省の地方整備局（港湾空港関係事務は適用除外）は、工事請負契約に係る指名停止の措置要領（昭和59年3月29日建設省厚第91号（最終改正は平成19年8月31日国地契第26号））に基づき、指名停止措置を実施

「発注者が行う指名停止措置」と「建設業法に規定される営業停止」との相違点

	根拠法令	行政手続法	適用範囲等
指名停止	なし (会計法等の運用)	不利益処分に 非該当	
営業停止	あり (建設業法)	不利益処分に 該当	

建設工事紛争審査会

中央建設工事紛争審査会は、建設工事の請負契約をめぐるトラブルの解決を図る準司法機関で、中央(国土交通本省)と各都道府県に置かれています。

工事の雨漏りなどの欠陥(瑕疵)があるのに補修してくれない、工事代金を支払ってくれないといった建設工事の請負契約をめぐる紛争の解決を図るためには、建設工事に関する技術、商慣行などの専門的な知識が必要となることが少なくありません。

建設工事紛争審査会(以下「審査会」といいます。)はこうした建設工事の請負契約に関する紛争について、専門家により、公正・中立な立場に立って、迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、建設業法に基づいて設置された公的機関です。
(建設業法第25条)

建設工事紛争審査会事務局(近畿地方整備局管内)

中央	国土交通省土地・建設産業局 建設業課紛争調整官室	〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	03-5253-8111(内24764)
福井県	土木部土木管理課 建設業グループ	〒910-8580 福井市大手3-17-1	0776-20-0468
滋賀県	土木交通部監理課建設業担当	〒520-8577 大津市京町4-1-1	077-528-4114
京都府	建設交通部指導検査課 建設業担当	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町 西入藪ノ内町	075-451-8111(内5222)
大阪府	住宅まちづくり部建築振興課 建設指導グループ	〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16	06-6944-9345
兵庫県	県土整備部県土企画局総務課 建設業室	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1	078-341-7711(内4576)
奈良県	土木部建設業指導室	〒630-8501 奈良市登大路町30	0742-27-5429
和歌山県	県土整備部県土整備政策局 技術調査課建設業班	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1	073-432-4111(内3070)

- (注) ① 審査会は、建設業者を指導・監督したり技術的な鑑定を行う機関ではありません。
② 不動産の売買に関する紛争、専ら紛争に関する紛争、工事に伴う近隣者との紛争、直接契約関係のない元請・孫請間の紛争などは取り扱うことができません。

